

平成29年陸別町議会12月定例会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成29年12月12日 午前10時00分			議長	宮川 寛
	延会	平成29年12月12日 午後03時29分			議長	宮川 寛
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	久保広幸	○			
凡例	3	多胡裕司	○			
○ 出席を示す	4	本田 学	○			
▲ 欠席を示す	5	山本厚一	○			
× 不応招を示す	6	渡辺三義	○			
▲Ⓞ 公務欠席を示す	7	谷 郁司	○			
会議録署名議員	本田 学		山本厚一			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			主任主査 吉田利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆		教育長	野下純一	
	監査委員	飯尾清		農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司	
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木敏治		会計管理者	阿部 博	
	総務課長	早坂政志		町民課長	芳賀 均	
	産業振興課長	副島俊樹		建設課長	高橋 豊	
	保健福祉センター次長	丹野景広		国保児童診療所事務長	（丹野景広）	
	総務課参事	高橋直人		総務課主幹	空井猛壽	
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	有田勝彦				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第77号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案第78号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
5	議案第79号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
6	議案第80号	平成29年度陸別町一般会計補正予算（第6号）
7	議案第81号	平成29年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
8	議案第82号	平成29年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）
9	議案第83号	平成29年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
10	議案第84号	平成29年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
11	議案第85号	平成29年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
12	議案第86号	平成29年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
13		一般質問

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（吉田 功君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

御着席ください。

---

### ◎開会宣告

---

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成29年陸別町議会12月定例会を開会します。

---

### ◎諸般の報告

---

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎町長行政報告

---

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 9月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしている書面の中から5件、御報告申し上げたいと思います。

まず1点目は、陸別町総合防災訓練についてであります。

10月6日、洪水と土砂災害を想定した陸別町総合防災訓練を行いました。当日は、9時15分からイベント広場会場におきまして、ドローンによる偵察や帯広開発建設部と消防団によります土のうの造成、積み上げ訓練、消防署と消防団によります浸水家屋からの排水訓練、消防署と北海道警察釧路方面本部警備隊によります土砂災害による事故車両からの救出訓練と自衛隊ヘリによります救出者の搬送訓練を行いました。また、11時30

分からは庁舎タウンホールにおきまして、帯広測候所、自衛隊、帯広開発建設部によります特殊車両や災害時のパネルなどの展示、段ボールベッド体験、応急給食の提供などを行いました。午後1時半からは、十勝防災マスターネットワークの皆さんの御指導のもと、実際に災害が起きたときにどのように行動するかを学ぶため、自治会の皆さんを対象とした水害図上訓練を行い、延べ316名の方に御参加及び御協力をいただきました。

この総合防災訓練につきましては、防災会議により検証を行っておりますが、反省点の改善などを踏まえまして、今後も町民の安全・安心のために実施していきたいと考えております。

なお、この総合防災訓練は3年ごとに実施しておりますので、次回は3年後の平成32年度を予定しております。

2点目は、十勝オホーツク自動車道陸別小利別インターチェンジから訓子府インターチェンジ間、開通式についてであります。

10月9日、十勝オホーツク自動車道の陸別小利別インターチェンジから訓子府インターチェンジ間16キロメートルが開通し、開通式が盛大に開催されました。11時から、訓子府公民館におきまして沿線自治体の首長や工事関係者など約250人が出席し、開通記念式が行われました。その後、場所を訓子府インターチェンジに移し、12時30分から通り初め式が行われ、関係者によるはさみ入れ、くす玉割りにより開通を祝った後、陸別小学校5年生の太鼓演奏が披露される中、一般車両や各種産業用車両、関係者が乗った車両などにより通り初めが行われました。

なお、当日は、ウォーキングイベントも開催され、陸別町のほか訓子府町、置戸町の町民約150人が参加し、車両が通行する前の高速道路のウォーキングを体験されたところでもあります。

開通式に先立つイベントといたしましては、10月1日に開通記念イベントとして、高速道路サイクリング大会が開催され、陸別小利別インターチェンジから訓子府インターチェンジの往復32キロメートルのサイクリングに、約150人が参加しました。この陸別小利別インターチェンジから訓子府インターチェンジの区間の開通により、救急車は北見市内までの走行時間を約7分短縮することができるとともに、急カーブなどの走行が解消され、安全に走行できるようになりました。

3点目は、陸別町功労者表彰式についてであります。

11月3日、役場庁舎大会議室におきまして、平成29年度の陸別町功労者表彰式を挙行いたしました。今年度は、自治会長として10年にわたり町行政に貢献されました緑町の久田譲氏。消防団員として15年にわたり消防行政に貢献されました下勲祢別の石井達也氏、新町1区の瀧口政行氏、中斗満第1の佐久間智一氏の4名に自治功労賞。平成4年から陸別町郷土研究会に属し、平成24年から会長として町の歴史研究に携わり、教育文化の振興に貢献されました新町2区の三浦成作氏に教育文化功労賞。ふるさと整備資金として、町に多額の寄附をされました大通の有限会社小田電気商会に、寄附篤行表彰をそれ

ぞれ表彰したところであります。

4点目ですが、陸別観測施設設立20周年記念シンポジウムについてであります。

りくべつ宇宙地球科学館に、名古屋大学、国立環境研究所が観測室を設置して本年度20周年を迎え、11月8日午前9時から翌9日12時にかけて陸別町タウンホールを会場に、「陸別観測施設設立20周年記念シンポジウム～宇宙から地球まで～」及び「北海道～陸別短波レーダー10周年記念研究集会」が開催されました。

名古屋大学から、松下理事・副総長、草野宇宙地球環境研究所長のほか、教授、研究者の皆さんや国立環境研究所の研究者の皆様、そのほか招待講演のために参加された皆さんと、陸別町から、上出りくべつ宇宙地球科学館長を初めとする関係者を合わせて総勢40名が出席いたしました。

最初に、陸別観測施設設立20周年記念セレモニーが行われ、施設の概要紹介、来賓挨拶等が行われました。その後、研究集会に移り、21名の研究者から、主に陸別観測施設での観測、研究成果の発表がありました。

5点目は、昨年、11月25日に火災に遭った高齢者共同生活支援施設福寿荘の建物完成に伴い、去る12月1日金曜日午後4時から、福寿荘食堂において入所式を行いました。短期入所者を除く居室の8室の入居者は、既に決定しており、随時入居していますが、入居者の皆さんが新しい施設で、快適な生活習慣を築かれることを期待するものであります。

また、当日、午前10時から、福寿荘の建設にかかわった宮坂建設工業株式会社、株式会社朝倉建設工業、株式会社バンドウ、有限会社小田電気商会の4社から、小型除雪機1台の寄附があり、町として感謝の意をあらわしたところであります。

なお、お手元に配付しております事業、業務、工事等の発注一覧につきましては、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で、行政報告を終了いたします。

---

## ◎教育関係行政報告

---

○議長（宮川 寛君） 次に、教育長から、教育関係行政報告の申し出があります。

野下教育長。

○教育長（野下純一君）〔登壇〕 9月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

書面から1点御報告いたします。

11月18日、陸別中学校開校70周年記念式典が陸別中学校において開かれ、同窓生、地域の方々、歴任教職員、生徒、学校関係者約150人がこれまでの歩みを振り返り、さらなる発展を誓い、節目をお祝いいたしました。式典終了後、タウンホールにおいて祝賀会が催され、旧交を温めるとともに開校70周年記念歌として、生徒と教師が協力

して作詞作曲した、曲名「箱庭」が全校生徒によって披露されました。澄み切った歌声が会場を包み、出席者から生徒たちに大きな拍手が贈られ、盛会に開催されました。

次に、口頭で1点報告いたします。

全道大会の出場についてであります。

1月19日、北見市で開催されました第39回北見地方アンサンブルフェスティバルにおいて、陸別リコーダーアンサンブルクラブが小学校部門で銀賞を受賞し、1月10日に札幌市で開催されます第32回全道リコーダーコンテストへの推薦を受け、出場を決めております。

本定例議会におきまして、出場経費に係る関係予算を計上しておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告にかかわる一般質問の通告は、本日、12時までに提出してください。

---

### ◎開議宣告

---

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番本田議員、5番山本議員を指名します。

---

### ◎日程第2 会期の決定の件

---

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、12月8日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕平成29年陸別町議会12月定例会の運営について、12月8日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告をいたします。

今定例会において町長から送付のありました議案は、専決処分の承認を求めることについて1件、条例の改正2件、補正予算7会計の合わせて10件であります。議会関係では、一般質問6名、選挙管理委員及び同補充員選挙、また委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案等の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から12月14日までの3日間とすることに決定をいたしました。

なお、12月14日につきましては、予備の日とし、予定表のとおり議事が終了しなかった場合に限り、会議を開くことにいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のもの等について一括して行うことにいたしました。まず、議案第78号と79号の職員及び特別職の給与に関する条例の一部改正の件であります。人事院勧告による国家公務員給与等の改正に合わせた職員給与等の改正と、それに準拠する内容の特別職の期末手当の改正であることから、関連性が高いと認め、提案理由の説明から質疑までを一括して行い、討論、採決は議案ごとに行うことにいたしました。

次に、議案第80号から86号までの各会計補正予算についてであります。従前の例と同様に、提案理由の説明を一括して受けることとし、質疑、討論、採決は、それぞれの会計、議案ごとに行うことにいたしました。

今定例会では、6名の議員から一般質問の通告がありますが、本日とあすの二日間に涉って行う予定としております。なお、今定例会では、選挙管理委員及び同補充員選挙を予定しておりますが、議会運営委員会では指名推選によることが適当であると決定されておりますので、御了承をお願いいたします。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月14日までの3日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月14日までの3日間とすることに決定しました。

次にお諮りします。

一括議題等、会議の進め方について、議会運営委員長の報告のとおり行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

---

### ◎日程第3 議案第77号専決処分の承認を求めることについて

---

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第77号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第77号専決処分の承認を求めることについてですが、9月28日に衆議院が解散し、10月22日執行の衆議院議員総選挙にかかわる予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分を行ったところであります。

その内容につきまして、議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第77号専決処分の内容について御説明を申し上げます。

3ページをお開きください。

平成29年度陸別町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ357万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,312万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出7ページをお開きください。

7ページ、歳出であります。

2款総務費4項選挙費3目衆議院議員選挙費1節報酬、これは選挙管理委員及び投開票等の立会人などの報酬31万9,000円であります。3節職員手当等157万6,000円、これは職員の時間外勤務手当でありまして、選挙事務、投開票事務、期日前投票関係から来る時間外勤務手当の予算であります。4節共済費2万4,000円、これは非常勤職員の公務災害補償基金の共済費2万4,000円です。7節賃金17万7,000円、これは臨時事務職員賃金でありまして、23人工分と時間外の割り増し賃金分であります。

9節旅費5,000円、費用弁償であります。11節需用費23万4,000円、消耗品関係が10万円、食糧費が2万円、印刷製本費が11万4,000円であります。12節役務費24万円、通信運搬費22万3,000円、これは郵便料であります。各種点検手数料1万7,000円は、枚数計算機2台の点検手数料であります。

次のページ、8ページです。

13節委託料82万7,000円、ポスター掲示場41カ所分の設置であります。14節使用料及び賃借料16万9,000円、まず使用料ですが、複写機の使用料5万円、賃借料として事務用機器借上料11万9,000円、これは枚数計算機2台の借上料であります。



9 ページから 11 ページに、給与費明細書がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

それでは、歳出を終わりました、歳入、6 ページをお開きください。

6 ページ、歳入ですが、13 款国庫支出金3 項委託金1 目総務費委託金2 節選挙費委託金、衆議院議員総選挙委託金3 5 7 万1, 0 0 0 円であります。

歳入歳出同額の予算となります。

以上で説明を終わりたいと思います。以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度陸別町一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、6 ページから8 ページまでを参照してください。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認めます。

これから、議案第77号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、原案のとおり承認されました。

---

◎日程第4 議案第78号職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例

◎日程第5 議案第79号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改  
正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第78号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、日程第5 議案第79号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を関連あるものとして一括議題とします。

質疑も一括することとし、討論、採決は議案ごとに行うことにしておりますので、あら

かじめ御了承願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第78号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてですが、平成29年8月8日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第79号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第78号及び第79号、2件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、私のほうから議案第78号及び議案第79号の2件について説明をいたします。

まず、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の改正内容につきまして、議案説明書によりまして説明をいたします。

議案説明書の資料ナンバー1をごらんください。

まず、上段の本年8月8日に出されました人事院勧告の概要についての説明となりますが、一つ目が行政職俸給表（一）及びその他の俸給表の改定でありまして、給料表を平均で0.2%引き上げ、平成29年4月1日から適用するという内容であります。

二つ目が勤勉手当の改正です。6月期と12月期をそれぞれ0.05月引き上げ、合計で1.7月分から1.8月分へ、0.1月分引き上げるというものであります。

これによりまして、期末手当と勤勉手当の合計は4.3月から4.4月に、0.1月分が引き上げられます。

続きまして、下段の2、条例改正内容をごらんください。

第1条は、勤勉手当を0.10月上げるという内容で、平成29年度は、6月期は現行のまま0.85月とし、12月期を0.95月に0.10月引き上げ、平成29年12月1日から適用しようとするものであります。

給料表（一）～（三）につきましては、人事院勧告のとおり給料表を改定し、平成29年4月1日から適用するという内容であります。

第2条につきましては、平成30年度以降の勤勉手当について、6月期を0.85月から0.9月、12月期を0.95月から0.9月とし、6月期と12月期の月数を同じにする配分の改正であります。平成30年4月1日から施行しようとする内容となります。

続きまして、次のページの資料ナンバー2-1の新旧対照表をごらんください。

この資料は、ただいま説明しました平成29年12月1日から適用しようとする第1条

の勤勉手当に関するもので、職員の給与に関する条例第16条第2項について、中段に下線により変更箇所を示しておりますとおり、勤勉手当の支給月数を「100分の85」を「100分の95」に改正しようとするものであります。

次のページの資料ナンバー2-2につきましては、平成30年4月1日から施行しようとする第2条の勤勉手当に関するもので、資料ナンバー2-1と同様に中段に下線により変更箇所を示しておりますとおり、平成29年12月1日から適用とする勤勉手当の支給月数「100分の95」を「100分の90」に改正しようとするものであります。

それでは、議案書12ページをごらんください。

議案第78号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の第1条につきましては、ただいま説明したとおりでありますので、省略させていただきます。

給料表につきましては、別表第1から別表3までを13ページから21ページにわたり掲載しておりますので、御確認ください。

続きまして、議案書の22ページをごらんください。

第2条は、さきに説明したとおりでありますので、省略をさせていただきます。

次の第3条をごらんください。

第3条は、平成28年3月定例会において議決をいただきました職員の給与に関する条例の一部を改正する条例における給与制度の総合的見直しに係る俸給表水準の引き下げ、いわゆる現給保障の際の経過措置について、当分の間としていたところを今回の人事院報告に基づきまして、平成30年3月31日までの間に改めるというものであります。

それでは、附則を読み上げます。

附則。施行期日等。

第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

第1条第2項、第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条第2項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の給与条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

給与の内払。

第2条、第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年陸別町条例第2号。以下「平成28年改正条例」という。）附則第2項から第7項までの規定に基づいて支給された給与を含む。）は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成28年改正条例附則第2項から第7項までの規定による給与を含む。）の内払とみなすであります。

なお、本件につきましては、陸別町職員組合との協議を経て、11月21日に合意を経て今回の提案に至っております。

続きまして、議案第79号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

いての説明を行います。

議案説明書の資料ナンバー3をごらんください。

本案につきましては、特別職の町長、副町長、教育長の期末手当の支給月数を一般職員の期末手当と勤勉手当を合わせた月数と同じ月数に改正しようとするものであります。

中段の第1条をごらんください。

12月期の期末手当を2.225月から2.325月に、0.10月分を引き上げ、平成29年12月1日から適用するというものであります。

次に、第2条をごらんください。

平成30年度以降は、引き上げとなる0.10月分を6月期と12月期にそれぞれ0.05月分ずつ配分し、6月期を2.075月から2.125月、12月期を2.325月から2.275月に改正し、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

それでは、議案書の23ページをごらんください。

議案第79号の内容につきましては、ただいま議案説明書により説明をしたとおりでありますので、説明を省略し、附則のみ読み上げます。

附則。この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するであります。

以上で、議案第78号及び議案第79号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第78号、議案第79号の質疑を一括して行います。

ありませんか。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 議案第78号について質問いたします。3点ございます。

まず一つ目は、資料1に掲げられておりますように、この給与改定につきましては、今年度の国家公務員に関する人事院勧告に基づくものであるということでありまして、国公準拠で今日に至っているわけではありますが、現行の町職員給与において国に準拠していない部分、当町独自の取り扱いがあるのかどうか、まず伺います。例えば、この資料2-1、2-2にありますように、第16条の第4項、この規定についてもこのとおり行われているのかということでもあります。

それから、2点目ではありますが、給与の平均改定率0.2%ということでありましたが、例えば給料表（一）で各等級において、これは等級ごとでなくて結構なのですが、最大で幾ら改定されるのか、また最低で幾ら改定されるのかということでもあります。

それから、議案の22ページの附則の第2条であります、この内払とみなすということでもありますから、これは遡及をして差額を支給すると、そのように理解してよろしいか。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは私のほうから、まず御質問の2番目の関係についてお答えいたします。

今回の給料表の改定の金額の差のことかと思いますが、平均で0.2%の改定ということでありまして、今、議員から御指摘のありました最低で何%、最高で何%につきましては、大変申しわけございません。こちらのほうで把握をしておりますので、平均で0.2で、この給料表にかわっているということにとらえております。

続きまして、内払の関係であります。これについては議員の御質問のとおりでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 国公準拠ということなのですが、議員御指摘のとおり、国公準拠していない部分も陸別町にはございます。それは、さかのぼれば、平成16年までさかのぼるわけですが、平成16年に小泉内閣による三位一体改革によって、国庫補助の削減ですとか、地方交付税の削減というものが大々的に報道されていまして、実際に影響が、地方交付税が削減されてきたという経過がございます。そういった中で、17年度、18年度には職員の給与費、給与で9%の削減、それから職員の役職加算、期末勤勉手当の役職加算の凍結ということをやってきました。19年度も本俸の7%の削減を実施しております。これは19年だけ、限りですけれども、合わせて期末勤勉手当の役職加算も現在まで、29年度まで凍結しているという、そういう独自の、国公に準拠していない陸別町独自の給与制度に今なっていると、そういうことであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） この資料2-1、2-2の先ほどの16条の第4項につきましては、15条で第4項を準用するということでもありますから、15条の第4項は期末手当の基礎額のことだと思いますので、期末手当・勤勉手当ともに、このように規定されているものだと思います。

今、副町長から御答弁がありましたように、平成17年から役職加算については支給していないと、そういうお話がございました。それで、それ以前は支給されていたのだらうと思います。それから、10年ほどこの附則で不支給を規定してきたということですが、今後、これが、この不支給という附則の規定を取り外すことが考えられるのかどうかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） これをなくすかどうかということだと思うのですが、先ほど言いましたように、現在まで続いているということで当分の間という表現で、しば

らくの間ということで規定をしてきているのが事実であります。これは相手のあることですから、やっぱりその経済状況ですとか、いろいろな国の動向ですとか、管内の動向を見ながら判断していきたいというふうに思っておりますけれども、十勝管内で陸別町だけが、現在、役職加算がないという状況もありますので、これについては組合とも話をする中で、来年度から考えていきたいというようなことは組合と話をしております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、議案第78号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第78号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第79号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 6 議案第80号平成29年度陸別町一般会計補正予算  
(第6号)

- ◎日程第 7 議案第 8 1 号平成 2 9 年度陸別町国民健康保険事業  
勘定特別会計補正予算（第 2 号）
- ◎日程第 8 議案第 8 2 号平成 2 9 年度陸別町国民健康保険直営  
診療施設勘定特別会計補正予算（第 3 号）
- ◎日程第 9 議案第 8 3 号平成 2 9 年度陸別町簡易水道事業特別  
会計補正予算（第 2 号）
- ◎日程第 1 0 議案第 8 4 号平成 2 9 年度陸別町公共下水道事業特  
別会計補正予算（第 3 号）
- ◎日程第 1 1 議案第 8 5 号平成 2 9 年度陸別町介護保険事業勘定  
特別会計補正予算（第 3 号）
- ◎日程第 1 2 議案第 8 6 号陸別町後期高齢者医療特別会計補正予  
算（第 1 号）

---

○議長（宮川 寛君） 日程第 6 議案第 8 0 号平成 2 9 年度陸別町一般会計補正予算  
（第 6 号）から日程第 1 2 議案第 8 6 号平成 2 9 年度陸別町後期高齢者医療特別会計補  
正予算（第 1 号）まで 7 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 8 0 号平成 2 9 年度陸別町一般会計補正予算（第  
6 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 3, 3 8 9 万 1, 0 0  
0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5 億 2, 9 2 3 万 4, 0 0 0 円と  
するものであります。

続きまして、議案第 8 1 号平成 2 9 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 5 4 万 3, 0 0 0 円  
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 9 8 8 万 7, 0 0 0 円とするもの  
であります。

続きまして、議案第 8 2 号平成 2 9 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計  
補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 6 8 万  
5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1, 3 3 5 万 6, 0 0  
0 円とするものであります。

続きまして、議案第 8 3 号平成 2 9 年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2  
号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 0 万 3, 0 0 0 円を減額  
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8, 3 3 9 万 1, 0 0 0 円とするものであ  
ります。

続きまして、議案第 8 4 号平成 2 9 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3  
号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 7 7 1 万 3, 0 0 0 円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,135万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第85号平成29年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,591万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,507万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第86号平成29年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,121万4,000円とするものであります。

以上、議案第80号から議案第86号まで7件を一括提案いたします。

内容につきましては、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第80号から第86号まで一括して説明をさせていただきますが、前段で2点ほど申し上げたいと思います。

まず、議案第80号の一般会計補正予算、それから第82号の直診会計の補正予算、第83号の簡易水道事業特別会計の補正予算、第84号の公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、先ほど給与条例2件の議決をいただきました。それにかかわる2節の給料、3節の職員手当、4節の共済費、それらの給与改定に係る予算を計上しております。

なお、手当の中の時間外勤務手当につきましては、9月までの実績と、10月から3月までの見込みを精査して予算を計上しているというところであります。

それから、合わせて各会計の歳出におきましては、事務事業の確定なり、あるいは確定見込み、あるいは入札執行残に伴う補正予算が主な内容でありますので、あらかじめ御理解をいただきたいというふうに思っております。

それでは、議案第80号一般会計補正予算から説明をいたします。

1ページをお開きください。

議案第80号平成29年度陸別町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。



地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは事項別明細書、歳出、15ページをお開きください。

15ページ、歳出であります。

1款議会費1項議会費1目議会費、3節職員手当8万3,000円、4節共済費1万8,000円、これは給与改定にかかわる部分であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、2節給料6万円、職員手当48万1,000円、それから次のページの共済費17万1,000円については、給与改定にかかわる部分であります。なお、内訳は、説明欄に記載のとおりとなっております。

それから、7節賃金5,000円、臨時事務職員賃金であります。10月1日から最低賃金制が変わりましたので、その不足分であります。

19節負担金補助及び交付金、負担金、北海道自治体情報システム協議会253万4,000円ですが、これは3点ほどございます。まず1点目は、マイナンバー制度における住民基本台帳システムの改修でありまして、女性が結婚した場合に、希望者に旧姓を併記すると。マイナンバーカードに、あるいは住民票に、結婚した方で希望する方に限って、旧姓を併記できるシステム改修費であります。それからもう一つは、同じくマイナンバー制度における介護保険システムの改修でありまして、厚労省のデータ標準レイアウトの改正に係るシステム改修であります。それから、3点目が平成19年1月に庁舎内のインターネットセキュリティー強靱化対策として、サーバー機1台を購入していますが、現在、10年を経過して、それが故障しておりまして、使用できないということになります。したがって、情報システム協議会のシステムを使用するというのでその負担金、合わせて253万4,000円あります。

それから、5目の財産管理費13節委託料、地籍図修正172万1,000円ありますが、当初、276筆の修正で予算を計上しておりましたが、御存じのとおり、高速道路の関係で用地売買ですとか、地目の変更などございまして、見込みとして510筆、234筆の増と、それと当初予算から見ると単価の改正がございますので、それを合わせて今回172万1,000円の追加の補正をお願いするものであります。それから、15節工事請負費38万6,000円の減額ですが、まず福祉館改修、これは入札執行残、トラリア交流センターの改修であります。それから、旧陸別駅構内施設改修19万円の減額ですが、これは3番線の改修でありまして、これは入札の執行残であります。

次のページ、25節積立金2,416万1,000円ありますが、これは同額、歳入でそれぞれ出てきますが、まず、ふるさと整備基金積立金326万3,000円ですが、内訳としては、歳入で出てきますけれども、不用品の売払収入が81万円、土地売払収入が214万3,000円、寄附26件31万円あります。いきいき産業支援基金積立金667万4,000円は、優良家畜導入支援資金の繰り上げ償還分、牛17頭分ですが、661万4,000円、寄附4件6万円あります。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金積

立金7万円は寄附6件であります。町有林整備基金積立金1,393万4,000円は、町有林の立木販売収入が1,386万4,000円、寄附7件7万円であります。地域福祉基金積立金14万円は寄附5件です。給食センター管理運営基金積立金7万円は寄附6件。スポーツ振興基金積立金1万円は寄附1件であります。

6目町有林野管理費12節123万2,000円の減額は、手数料ですが、それぞれあります事業費の確定見込みによる減額であります。

7目企画費15節工事請負費29万2,000円の減額、建物改修ですが、これは恩根内のちょっと暮らし住宅の改修、入札執行残29万2,000円の減額。19節負担金補助及び交付金896万9,000円ですが、まず負担金として十勝圏複合事務組合5万4,000円ですが、御存じのとおり、来年の4月から十勝環境複合事務組合と統合になるわけですが、それに伴う備品関係、机、椅子関係、それから電算システムの改修など、共通経費に係る陸別町の負担分5万4,000円であります。

次のページ、補助金ですが、地域間幹線系統路線維持費補助金891万5,000円ですが、これは資料ナンバー5をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思いますが、これは十勝バス、北見バスのそれぞれ赤字分に係る補助金でして、十勝バス分が512万7,000円、北見バス分が378万8,000円、合わせて891万5,000円であります。なお、この8割分については、特別交付税措置で戻ってくるということになります。

11目交流センター管理費、賃金2万8,000円、管理人賃金ですが、これは先ほど説明しましたけれども、10月1日からの最賃制の改正に伴う不足分。12節手数料、し尿等くみ取り93万5,000円の減額。それと工事請負費の52万円減、施設設備改修ですが、これは関連がございまして、まず工事請負費は道の駅のトイレ改修でありまして、この入札執行残が52万円。トイレ改修に伴う役務費でし尿くみ取り、仮設トイレのくみ取り料ですが、この確定による93万5,000円の減額であります。

12目銀河の森管理費、2節給料1万円、手当7万4,000円、共済費1万5,000円は給与改定分。15節の工事請負費6万円の減額については、天文台展示室と総合観測室の照明のLED化工事の入札執行残であります。

15目の開町100年記念事業費、御存じのとおり、平成30年は開町100年ということになりますので、わかりやすく「目」を新設しまして、この100年記念事業に係る経費が、ここでわかるように予算科目を新たに設けました。今年度から新たに設けましたけれども、30年度予算においてもこの科目は新たに設置しまして、開町100年記念事業の分がわかるようにしていきたいと思っています。今回、事業費で15万6,000円ですが、消耗品でございまして。これは開町100年に係る懸垂幕を2枚、庁舎前と道の駅前に懸垂幕2枚を設置したいと考えてございまして。

同じく2項徴税費1目税務総務費、2節給料2万4,000円、手当27万7,000円、共済費3万1,000円は、給与改定による分であります。

同じく次のページ、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、手当4万2,000円、共済費9,000円、これについては給与改定による分。それから、19節負担金補助及び交付金で12万9,000円、これは自治体情報システム協議会への負担金12万9,000円ですが、これもマイナンバー制度におきます住民基本台帳システムの改修でありまして、内容としては中間サーバーの副本に個人情報でありますけれども、一般的に病院等でお亡くなりになりますと、何年何月何日死亡ということでは出るわけですが、例えば事故ですとか、そういった方で亡くなられた場合は何年何月ごろとか、死亡時期が不明とか、そういうことは実際にございますけれども、そういった部分がある程度何年何月ごろというぐあいに特定すると、そのようにできるシステムがあるようでして、その負担金ということになります。

4項選挙費1目選挙管理委員会費、2節給料1万2,000円、手当9万1,000円、次のページ、共済費5,000円は、給与改定に係る分であります。

3目衆議院議員選挙費、先ほど専決処分で承認をいただきましたけれども、今度は歳出の確定でございます。1節報酬3万2,000円の減額から役務費2万円の減額まで、総額で26万3,000円の減額であります。

6項監査委員費1目監査委員費、消耗品費5万6,000円ですが、加除式図書が増に伴う追加の補正であります。

それから、22ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、2節給料62万7,000円の減額、手当で34万7,000円の補正、共済費で11万6,000円の減額、これは給与改定に係る分であります。7節賃金6万2,000円の減額、次のページ、役務費14万8,000円の減額、通信運搬費で5万円の減額、口座振替で9万8,000円の減額、それと19節負担金補助及び交付金の169万5,000円の減額ですが、補助金です。これは臨時福祉給付金に係る補正予算でありまして、確定による減額となります。補助金のほうは、当初700人を見ておりましたけれども、587人に確定しました。補助金のほうは113人分の減額、1人1万5,000円ですから、169万5,000円の減額になります。28節繰出金については、介護保険事業勘定特別会計への繰出金270万7,000円です。

2目老人福祉費で11節需用費、光熱水費20万3,000円ですが、昨年11月25日に福寿荘が火災に遭いまして、それに伴って、ふれあいの郷も使用ができない状態になりました。火災があったその日からことしの7月末まで、ふれあいの郷が使えなかったわけではありますが、その代替施設として、高齢者交流センターにおいて生きがい通所などを実施してきましたので、それらの利用増に伴う電気代の不足が生じたので、今回、高齢者交流センターのほうの光熱水費に20万3,000円を電気代として追加するものであります。13節委託料19万7,000円、施設等管理運営業務ですが、これは福寿荘の、NPOへの委託に係る、最低賃金制の改正に伴う、10月分から3月分までの改正に伴う不足分であります。15節工事請負費、6,609万8,000円の減額と大きいので

ですが、まず、高齢者共同生活支援施設で福寿荘です。これの減額が確定で、入札執行残ですが、6,583万7,000円の減額。設備改修工事で暖房用設備改修18万9,000円の減額は、ふれあいの郷の改修に伴う入札執行残。福祉館等設備改修7万2,000円の減額は、老人健康増進センターの照明のLED化工事に係る入札執行残であります。18節備品購入費15万1,000円の減額は、ふれあいの郷のエアコン購入の入札執行残であります。

それから、次のページ、3目後期高齢者医療費19節負担金補助及び交付金277万8,000円の減額、これは負担金ですが、後期高齢者医療広域連合への負担金です。平成28年度の精算確定に伴う減額であります。28節繰出金11万7,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額。

2項児童福祉費2目児童福祉施設費、給料5万8,000円、手当18万2,000円、共済費3万5,000円については、給与改定に係る分であります。

3目児童措置費、20節扶助費で161万円の減額、これは児童手当に係る確定見込みによる減額になります。内訳は、説明欄に記載のとおりとなっております。

25ページ、3項国民年金費1目国民年金事務取扱費、手当で1万6,000円、共済費9,000円、給与改定に係る補正であります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、給料5万3,000円、手当19万8,000円、共済費4万6,000円は、給与改定に係る分であります。

2目保健衛生施設費13節委託料11万7,000円は、公衆浴場の維持管理に係る入札執行残11万7,000円の減額です。

5目診療所費28節繰出金1,278万2,000円の減額、これは国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金の減額となります。

27ページ、2項清掃費2目塵芥処理費13節委託料38万円の減額は、塵芥収集業務の入札執行残。19節負担金補助及び交付金63万8,000円の減額は、池北三町行政事務組合の負担金の確定見込みによる減額であります。

3項水道費2目水道費、28節繰出金30万3,000円の減額は、簡易水道事業特別会計繰出金の減額。

5款労働費1項労働諸費3目雇用再生対策費19節負担金補助及び交付金255万3,000円の減額です。補助金として、事業者雇用促進支援事業でありまして、地元雇用創出事業のほうでございますが、当初、継続分で11名を見ておりましたが、確定見込みとして8名、3人分の減157万3,000円。それから、新規分として当初10人を見ておりましたが、見込みとして12名、2名増であるが98万円の減額、合わせて255万3,000円の減額であります。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費、まず報酬で委員報酬、農業委員の報酬ですが、12万1,000円の減額、これは改選に伴う確定見込みによる減額です。それから、手当4万5,000円、共済費1万円については、給与改定に係る部分でありま

す。11節需用費で消耗品費2,000円、これは農地保有合理化事業の関係でございます。今回、歳入歳出同額を予算計上しております。

2目農業総務費、2節給料4万1,000円、手当等121万3,000円、次のページ、共済費7万円については、給与改定に係る部分。

5目農地費、工事請負費で23万4,000円の減額、建物解体ですが、これは畜産センターの旧官舎解体工事の入札執行残であります。それから、19節負担金補助及び交付金504万円の減額、負担金として、道営土地改良事業地元負担金の減額として、これはトマム地区であります。当初事業費5,000万円の、地元負担分22.5%の1,125万円で予算を見ておりましたけれども、最終的に事業費が2,760万円で、地元負担率22.5%で621万円に変更になりました。その差し引き504万円の減額であります。

8目農畜産物加工研修センター管理費、2節給料6,000円、手当3万5,000円、共済費8,000円、これは給与改定に係る部分であります。

それから、30ページ、2項林業費1目林業振興費19節負担金補助及び交付金、負担金ですが、森林整備担い手対策推進事業10万4,000円の減額ですが、人数の減であります。当初、46名で計上しておりましたけれども、確定見込みとして43名分、3人分の減額であります。

3目林道新設改良費15節工事請負費6万3,000円の減額、林道のり面補修工事でありまして、川上信濃線ほかの入札執行残であります。

7款商工費1項商工費1目商工総務費、2節給料2万9,000円、職員手当7万8,000円の減額。共済費で2万9,000円の補正、これは給与改定に係る部分であります。

2目商工振興費、8節の報償費2万9,000円の減額、記念品ですが、これは商工の優良従業員の表彰ですが、今年度は該当者がなかったということで、今回全額減額となります。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、2節給料1万2,000円、職員手当等12万4,000円、共済費5万4,000円は給与改定にかかわる部分。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費18節備品購入費251万9,000円の減額は、公用車ですが、除雪専用車1台の入札執行残です。

2目道路維持費15節工事請負費110万4,000円の減額ですが、町道のり面補修工事で、これは入札執行残41万5,000円の減、排水整備工事68万9,000円の減額、これも入札執行残であります。

3目橋りょう維持費15節工事請負費5,182万7,000円の減額ですが、橋りょう補修工事であります。上陸別橋の補修工事でありましたが、国の予算がつかないわけでありまして、北海道を通して予算を計上したわけですが、最終的に国の予算がつかないということで、一部工事を変更して123万円の工事ということで、5,182万7,000円の減額となります。当然、工事が大幅に縮小されたわけですので、次年度以降も現在

も北海道を通して要望しておりますけれども、次年度に向けて現在も要望していると、そのように行っているところであります。

4目道路新設改良費13節委託料32万4,000円の減額、測量試験費ですが、町道若葉4号線2号通りの入札執行残です。それから、15節工事請負費419万3,000円の減額、道路改良工事376万1,000円の減額は、町道殖産4号線外3路線の入札執行残、歩道改良工事43万2,000円の減額は、町道通学路の入札執行残であります。

5目街路灯費15節工事請負費52万9,000円の減額は、東1条通り外3路線の照明LED化工事の入札執行残であります。

4項住宅費1目住宅管理費11節需用費、修繕料430万円の追加でありますけれども、公営住宅の入居者の入居替えが当初より大幅に上回っておりまして、それに伴う不足分の今回補正計上であります。13節委託料308万3,000円の減額は、公営住宅の改修の入札執行残でありまして、これは主に緑町団地の改良住宅のユニットバスの設置業務の減が主な内容であります。15節工事請負費50万8,000円の減額、公営住宅改修36万7,000円の減額は、つつじが丘団地の電気温水器工事の入札執行残、排水整備工事14万1,000円の減額は、つつじが丘団地の排水補修工事の入札執行残であります。

2目住宅建設費、工事請負費で1,466万6,000円の減額ですが、まず、公営住宅建設1,014万5,000円の減額は、新町団地O棟一棟3戸の工事の入札執行残。同じく解体63万6,000円の減額は、U棟一棟2戸の解体の入札執行残。その下、公営住宅改修369万円の減額は、第2若葉団地B棟一棟16戸、第2新町団地、特公賃二棟6戸分の屋根防水工事の入札執行残であります。それから、同じく外構工事19万5,000円の減額は、新町団地の外構工事、入札執行残であります。

5項下水道費1目下水道費28節繰出金14万9,000円は、公共下水道事業特別会計への繰出金であります。

9款消防費1項消防費1目消防費18節備品購入費15万8,000円の減額は、公用車でして、昭和59年に購入した小利別1号車の更新の入札執行残です。19節負担金補助及び交付金7万5,000円の減額は、交付金でありまして、消防団運営活動・活性化交付金でありまして、当初、定数56名分を見ておりましたけれども、51名ということで5名分の減7万5,000円です。

2目災害対策費、12節役務費1万2,000円、保険料でして、ドローンの損害保険料であります。1万2,000円の補正。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、2節給料3万8,000円、手当75万7,000円、共済費7万円は、給与改定にかかわる部分。13節委託料9万4,000円の減額は、実施設計の入札執行残でして、教員住宅D棟二棟4戸の入札執行残。15節工事請負費17万5,000円の減額は外構工事、教員住宅C棟一棟2戸の外構工事17万5,

000円の入札執行残です。

3目教育振興費8節報償費、謝礼金35万9,000円は、小学校、中学校の芸術鑑賞授業でありまして、その事業の確定に伴う残、35万9,000円の減額です。戻りまして貸付金で、奨学資金84万円の減額がございます。これは当初、高校生2人分36万円、大学等で6人分144万円の、8名で180万円を見ておりましたけれども、見込みとして高校生がゼロ、大学生が4人ということで、高校生2人分36万円の減額と大学生2名分48万円の減額、合わせて4名分84万円の減額であります。

36ページ、2項小学校費1目学校管理費13節委託料7万円の減額は、教職員の健康診断確定による減。

3項中学校費1目学校管理費、委託料10万2,000円の減額は、教職員の健康診断確定による減。

2目教育振興費13節委託料6万円の減額は、インターネット環境整備の入札執行残であります。

次のページ、4項社会教育費1目社会教育総務費4節共済費75万1,000円の減額、賃金で191万5,000円の減額、これは合わせて266万6,000円の減額ですが、学童保育所の嘱託職員の退職に伴う減額であります。8節報償費、謝礼金2万円の減額、9節旅費、費用弁償で42万7,000円の減額、12節役務費1万4,000円の減額、傷害保険、14節使用料及び賃借料で、携帯電話借上料4万4,000円の減額、これは中学生等の海外研修派遣事業に係る確定による減額であります。19節負担金補助及び交付金5万6,000円ですが、まず補助金のほう、38ページになります。文化団体活動推進事業、先ほど教育長からの行政報告にもございましたが、11月19日に陸小リコーダーアンサンブルクラブが、北見地方のリコーダーコンテストに出場しまして、銀賞を受賞しました。それに伴いまして、1月10日に札幌で開催される全道大会に出場が決まったわけですが、小学生7人、指導者3人の10名分、3分の2の助成をしております。それが16万円であります。交付金で、中学生等海外研修派遣事業10万4,000円の減額は、当初、13人を見ておりましたけれども、11人ということで2名分の減となります。

2目公民館費、工事請負費12万8,000円の減額は、照明LED化工事の入札執行残であります。

5項保健体育費1目保健体育総務費9節旅費で7万円の減額、これは費用弁償で、スポーツ推進委員の研修の不参加に伴う減額。

2目体育施設費、賃金35万3,000円の減額、これは臨時管理人賃金として、プール管理人の確定による減額。13節委託料14万5,000円の減額は体育施設維持管理、入札確定による減。使用料及び賃借料5万4,000円の減は作業機械借上料として、テニスコートの転圧用の機械借上料ですが、これも建協のボランティアによる作業により全額減額となります。15節工事請負費11万5,000円排水整備工事ですが、

パークゴルフ場の排水整備工事の入札執行残であります。

次のページ、3目学校給食費、給料1万2,000円、手当6万5,000円、共済費1万3,000円、これは給与改定による部分であります。

給与費明細書が40ページから42ページにあります、後でごらんをいただきたいと思えます。

以上で歳出を終わりました、歳入の8ページをお開きください。

1、歳入であります。

1款町税1項町民税1目個人1節現年課税分1,150万7,000円の補正でありまして、給与所得、農業所得の増が主な要因であります。

2目法人で1節現年課税分1,048万4,000円の増は、町外企業の収益増が主な要因であります。

2項固定資産税1目固定資産税1節現年課税分1,355万円の補正は、償却資産の増に伴う補正であります。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税ですが、既定額、満額を計上しておりました。普通地方交付税で20億1,083万8,000円と特別交付税で1億8,000万円でしたが、今回、普通交付税で6,207万7,000円を減額しまして、普通交付税が19億4,876万1,000円、特別交付税は変更のない1億8,000万円で、合わせて21億2,876万1,000円であります。つまり6,207万7,000円を、現在、留保しているということになります。

次のページ、12款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料1節総務手数料、現地目証明手数料1万3,000円の追加の補正であります。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目の民生費負担金2節児童福祉費負担金、これは児童手当に係る部分です。確定見込みによる減107万5,000円、内訳は説明欄のとおりであります。

2項国庫補助金1目総務費補助金1節総務管理費補助金198万円、社会保障・税番号制度導入整備補助金として、介護システムの改修分が57万6,000円、住民基本台帳改修分が140万4,000円の内訳であります。なお、介護システム分は3分の2の補助率、住民基本台帳のほうは100分の100の割合であります。

それから、2目民生費補助金1節社会福祉費補助金190万5,000円の減額、先ほど歳出で説明しましたが、臨時福祉給付金の事務費分が21万円の減額、次のページ、臨時福祉給付金事業費補助金が169万5,000円の減額です。

3目土木費補助金1節道路橋りょう費補助金2,732万円の減額。まず、建設機械、雪寒機械ですが、除雪専用車1台分の補助金320万3,000円の今回追加の補正であります。それから、橋りょう長寿命化修繕事業交付金3,052万3,000円の減額、これは先ほど歳出で説明しました上陸別橋の改修に係る分。それから、2節住宅費補助金289万1,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の減額です。公営住宅建設関係で



して、事業の確定見込みによる減額。

それから、3項委託金1目総務費委託金2節選挙費委託金26万3,000円の減額は、衆議院議員総選挙の委託金の確定による減額。

14款道支出金1項道負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金12万8,000円の補正は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、確定による分。それから、2節児童福祉費負担金27万円の減額は、児童手当の確定見込みによる減額。内訳は説明欄のとおりであります。

11ページ、2項道補助金1目総務費補助金1節総務管理費補助金10万円、地域づくり総合交付金でありまして、これは防災備蓄品整備に係る補助金であります。

4目農林水産業費補助金1節農業費補助金51万7,000円、これは農業委員会活動促進事業補助金として、追加交付される見込みということで今回計上しております。それから、2節林業費補助金54万5,000円は、まず森林環境保全整備事業補助金15万4,000円増の見込み、未来につなぐ森づくり推進事業補助金3万1,000円も増の見込み、それからエゾシカ被害防止緊急捕獲事業補助金36万円は、確定見込みによる補助金であります。

15款財産収入2項財産売却収入1目不動産売却収入1節土地売却収入214万1,000円ですが、町有地売却収入、これは資料ナンバー4をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思いますが、国交省への町有地の売り払い。あと附随する立木の売り払いでして、高規格道路の用地に係る売買であります。土地が図面にありますけれども、1万7,434.06平米、それから立木が1,895本となっております。

2目物品売却収入1節生産物売却収入997万2,000円ですが、これは町有林整備基金に997万2,000円を積みます。それから、その上の土地売却収入214万1,000円、これはふるさと整備基金のほうに歳出で積みます。それから、町有林素材売却収入は172万1,000円、これは弥生のカラマツ、次のページ、町有林立木売却収入825万1,000円は、宇遠別団地分641万4,000円、塵芥処理場敷地内の分が183万7,000円、これも先ほど説明しました町有林整備基金のほうに積み立て。それから、2節不用物品売却収入81万円は、昭和63年に購入したパワーショベルの売り払いでして、これはふるさと整備基金のほうに積み立ての予算を見ております。

16款寄附金1項寄附金2目指定寄附金ですが、これは先ほど歳出、財産管理費で基金積み立てのほうで説明しましたけれども、ふるさと納税に係る寄附金であります。まず1節総務費寄附金45万円、内訳としてはふるさと整備資金で寄附26件の31万円、ふるさと銀河線関係は寄附6件7万円、町有林整備では寄附7件7万円。2節教育費寄附金8万円は、給食センター管理運営資金で寄附6件の7万円、スポーツ振興資金、寄附1件の1万円。それから、3節民生費寄附金14万円、地域福祉資金、寄附5件14万円。それから、5節農林水産業費寄附金6万円は、いきいき産業支援資金のほうで寄附4件6万円です。

17款繰入金1項基金繰入金2目ふるさと整備基金繰入金ですが、福寿荘の建設事業費の確定に伴いまして、当初、ふるさと整備から600万円の基金を取り崩す予定でしたが、今回、事業確定によって取り崩しをしなくても済んだということで、そのまま全額をふるさと整備基金のほうへ戻す内容です。

19款諸収入3項貸付金元利収入1目家畜導入貸付金収入1節家畜導入貸付金収入661万4,000円は、優良家畜導入貸付金償還金、牛17頭分であります。

5項雑入3目雑入7節雑入で451万9,000円、社会保険料等個人負担金の37万4,000円の減額は、学童保育所の嘱託職員分。それから、立木等売払分収益389万1,000円、これは上利別にある分収林の素材売り払いです。町有林整備基金への積み立て。市町村振興協会助成金100万円については、新農林業人材発掘プログラム事業のほうに充当の予定です。それから、農地保有合理化事業業務委託金、これは歳出同額の2,000円を計上しています。

次のページ、20款町債1項町債1目総務債から3目農林水産業債、4目土木債、5目消防債、6目民生債、それぞれ節、説明欄がございますが、総務債では170万円の減額。農業債では500万円の減額。道路橋りょう債では2,910万円の減額。これは説明欄に記載のとおりです。消防債では10万円の減額。民生債では5,980万円の減額となっております。

これらについては、次の6ページのほうで説明をしたいと思います。

6ページをお開きください。

6ページは、第2表地方債補正であります。

変更でして、まず今回の変更については、過疎債の分を全部出しておりますので、過疎対策事業の補正前が3億9,610万円、補正後が3億40万円ということで、9,570万円の限度額の変更であります。内訳としては、まず、その下の過疎地域自立促進特別事業、これは過疎ソフトの部分、変更前が7,300万円でしたが、今回確定によりまして7,130万円ということで、170万円の減額。それから、三つ飛んで、トナム地区農地整備事業、補正前が1,120万円ですが、補正後は620万円で、500万円の減額。二つ飛んで公用車購入事業（雪寒機械）3,010万円ですが、変更後は2,220万円で790万円の減額。その下、町道川向伏古丹連絡線改良事業が1,660万円ですが、1,580万円で80万円の減額。その下、町道殖産4号線道路整備事業2,370万円が2,190万円、180万円の減額。その下、上陸別橋改修事業1,440万円が30万円ということで1,410万円の減額。町道通学道路整備事業1,130万円が1,140万円で10万円の増。町道若葉4号線2号通り道路整備事業が当初460万円でしたが、今回、事業確定により460万円全額を減額。消防自動車購入事業、補正前が890万円ですけれども、補正後は10万円の減額。

次のページ、高齢者共同生活支援施設建設事業、補正前が1億3,000万円でしたが、補正後は7,020万円ということで、5,980万円の減額であります。

利率につきましては、補正前、補正後とも記載のとおりであります。

以上で、議案第80号を終わりました。次、議案第81号の説明に移ります。

議案第81号平成29年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

歳出、5ページです。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費19節負担金補助及び交付金で、国保連合会に229万3,000円の負担金です。これは2点ございまして、まず一つは、国民健康保険の総合システムの更新でありまして、パソコンとプリンターの更新です。町民課と保健福祉センターに1台ずつございまして、町民課のは平成25年10月に購入したものです。保健福祉センターのは22年2月に購入したもので、それぞれ今回パソコンとプリンターを1台ずつ更新するものであります。これが33万8,000円。それから、国民健康保険制度の統一に伴う事務処理電算システムの導入負担金195万5,000円ですが、これは歳入で同額ございまして、合わせて229万3,000円の補正であります。

2款保険給付費2項高額療養費2目退職被保険者等高額療養費19節負担金補助及び交付金、高額療養費、実績ベースからいくと25万円ほどの不足が見込まれるということで、今回、補正をお願いしたところであります。

以上で歳出を終わりました。歳入、4ページをお開きください。

2款国庫支出金2項国庫補助金1目財政調整交付金、特別調整交付金で88万5,000円。

5款道支出金2項道補助金1目財政調整交付金、これも財政調整交付金で107万円、国と道を合わせて195万5,000円ですが、これは歳出にありました事務処理電算システム導入に係る補助金であります。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金58万8,000円の補正であります。まだ、402万円ほど留保しております。

以上で議案第81号を終わりました。次、議案第82号の説明に移ります。

議案第82号平成29年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、6ページをお開きください。

6ページ、歳出ですが、1款総務費1項施設管理費1目一般管理費、2節給料64万

4,000円の減額、3節手当22万円、共済費57万3,000円の補正ですが、直診会計については、9月補正後の職員の退職等もございまして、それらにかかわる差し引きの補正と給与改定に係る補正が内容であります。

なお共済費で、社会保険料57万3,000円の補正を今回計上しております。

なお、共済費で職員分で2万円ほど、今回、補正予算の計上漏れがございました。これは議案を配付させていただいた後に気がついて、今後の議会でこの2万円については、予算計上を考えていきたいと思っております。それから、7節賃金211万2,000円の減額、これは臨時看護補助員の賃金であります。

次のページ、2款医業費1項医業費3目医薬品費、需用費334万1,000円の減額、これは医薬材料費です。

同じく2項の給食費1目給食費で需用費、給食賄材料38万1,000円の減額、これは患者の減に伴う減額となります。

なお、給与費明細書は、8ページ、9ページにありますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

歳出を終わりました、歳入の4ページをお開きください。

1款診療収入1項入院収入3目後期高齢者診療報酬収入、4目一部負担金収入、5目標準負担額収入は、それぞれ420万円、60万円、15万円の減額です。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で1,278万2,000円の減額、財政対策分の減額ですが、これに合わせて5款繰越金を1,176万5,000円、全額計上しております。

次のページ、6款諸収入1項雑入1目雑入2節雑入で、社会保険料等個人負担金で28万2,000円。

以上で議案第82号の説明を終わり、次、議案第83号の説明に移ります。

議案第83号平成29年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

事項別明細書、歳出、6ページをお開きください。

6ページ、歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、職員手当、共済費、これは給与改定に係る合わせて27万2,000円の減額。

2款施設費1項施設管理費2目施設新設改良費13節委託料で28万7,000円の減額、調査設計費ですが、配水管工事、地質測量調査実施設計の入札執行残。15節工事請

負費 34万4,000円の減額は、配水管布設替 8万6,000円の減額、町道新町 5号通りです。入札執行残。配水管新設で 25万8,000円の減額。これは町道通学道路であります。それが 17万9,000円の減額。若葉 4号線 2号通りが 7万9,000円の減額。これはそれぞれ入札執行残であります。

給与費明細書が 7 ページ、8 ページにありますので、後ほどごらんをいただきたいと思えます。

次、歳入の 5 ページに移ります。

5 ページ、歳入で、4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金、財政対策分で 30万3,000円の減額であります。

7 款町債 1 項町債 1 目簡易水道事業債、事業確定に伴いまして 60万円の減額であります。

以上で歳入を終わりにして、4 ページをお開きください。

4 ページは、第 2 表地方債補正でありまして、変更であります。

過疎対策事業で配水管整備事業、補正前が 680万円ですが、補正後 650万円で 30万円の減額。簡易水道事業で配水管整備事業、同じく 680万円ですが、650万円ということで 30万円の減額。それぞれ 30万円の減額で、合わせて 60万円の減額となります。

利率は、記載のとおりであります。

以上で議案第 83 号の説明を終わりにして、次、議案第 84 号の説明に移ります。

平成 29 年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

事項別明細書、歳出、6 ページをお開きください。

6 ページ、歳出であります。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、給料 5,000円、手当 4万円、共済費 9,000円、これは給与改定の分です。

3 款事業費 1 項下水道整備費 1 目下水道建設費、工事請負費 1,776万7,000円の減額。汚水管渠新設、これは 10万9,000円の減額、入札執行残。機器更新 1,765万8,000円の減額も入札執行残。これは浄化センターの機器更新に係る予算であります。

給与費明細書は 7 ページ、8 ページにありますので、後ほどごらんをいただきたいと思えます。

次、歳入、5ページをお開きください。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道事業補助金、下水道事業補助金で886万2,000円の減額、これは事業費確定見込みによる減額。

4款繰入金、一般会計からの繰入金、財政対策分で14万9,000円の補正。

6款町債で下水道事業債、事業確定見込みによる900万円の減額であります。

次、4ページをお開きください。

4ページは、第2表地方債補正でありまして、変更であります。

まず、過疎対策事業で2,160万円が変更後1,710万円で450万円の減額。下水道事業で、同じく2,160万円が1,710万円で450万円の減額。合わせて900万円の減額となります。

利率については、ここに記載のとおりであります。

以上で議案第84号の説明を終わりにして、次、議案第85号の説明に移ります。

議案第85号平成29年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

資料ナンバー6に、29年度の介護給付費財源充当資料、資料ナンバー7に29年度の地域支援事業の財源充当資料がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

事項別明細書、7ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費19節負担金補助及び交付金、自治体情報システム協議会への負担金131万4,000円ですが、これは介護保険システムの改修に係る、法律改正に伴う部分でございまして、市町村のシステムに関係する部分でいきますと、高額介護サービス費の見直し、自己負担限度額の関係、調整交付金に係る年齢区分の細分化、更新認定有効期間の上限の延長などがございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金1,200万円の今回追加補正でありまして、内訳としては、通所介護で当初1人を見ておりましたけれども、見込みとして4名ということで3人の増。ショートステイ、しらかば苑ですが、当初7人を見ておりましたけれども、10名ということで3名の増。居宅療養管理指導で5人を見ておりましたけれども、8名ということで3名の増。デイサービス、当初25人を見ておりましたけれども、34名の見込みということで9名の増。これらが主な増額の要因であります。

2目居宅介護サービス計画給付費19節負担金補助及び交付金110万円、これにつきましては当初44人を見ておりましたけれども、見込みで55名ということで7名の増であります。

それから次のページ、2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費、19節50万円ですが、これも居宅療養管理指導1人を見ていましたけれども、2名ということで1名の増。通所リハビリが当初は見込みゼロでしたが、1名の増となります。福祉用具で11名から13名、2名の増ということで50万円の補正であります。

4項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費、19節36万円は、41名から42名ということで1名の増ですが、入所者の介護度のアップが主な要因であります。

6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費30万円、19節の補正ですが、人数41には変更ございませんが、自己負担額の低い人がふえたことによって、町費が増となるということで、その分30万円の補正であります。

3款地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業費2目任意事業費13節委託料、任意事業34万2,000円ですが、これは社会福祉協議会に委託している分でありまして、まず給食サービス事業ですが、非課税世帯、当初1,890食、80万円を見ておりましたけれども、見込みとして2,421食ということで531食の増、106万円の見込みです。差し引き26万円の追加。それから、介護用品関係、当初345個を見ておりました、39万円を見ておりましたが、見込みとして418個、73個の増となりまして8万2,000円ほどの増。合わせて34万2,000円であります。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページです。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金285万2,000円の補正。

2項国庫補助金1目調整交付金129万7,000円の補正。

2目地域支援事業交付金13万3,000円の補正。

3目事業費補助金、システム改修事業補助金、先ほどの歳出に対する補助金ですが、この補助基本額が92万円にして、その2分の1、46万円であります。

3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金、現年度分で178万5,000円の補正。

次のページ、2項道補助金1目地域支援事業交付金6万6,000円の補正。

4款支払基金交付金399万3,000円の補正。

6款繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で178万5,000円の補正、事務費繰入金で85万4,000円、これは電算システム分になります。3節地域支援事業繰入金6万8,000円であります。

それから2項基金繰入金で262万3,000円の補正であります。

したがって、この取り崩しによって基金の残高は、見込みとして現在804万3,000円であります。

以上で議案第85号を終わりました、次、議案第86号に移ります。

議案第86号平成29年度陸別町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

5ページ歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金でありまして、19節11万7,000円の減額です。事務費負担金で25万3,000円の減額。保険料等負担金で13万6,000円。これは28年度の精算に伴う補正となります。

次、歳入、4ページですが、3款繰入金1項他会計繰入金で事務費繰入金の減額、これは先ほど説明した事務費負担金分。

それから保険基盤安定繰入金13万6,000円の補正となります。

それぞれ歳出で説明しましたが、28年度の精算に伴う補正でして、これは一般会計からの繰入金となります。

以上で、議案第80号から議案第86号まで、説明を終わります。

以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第80号平成29年度陸別町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、15ページからを参照してください。

1款議会費、15ページから2款総務費21ページまで。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 16ページの19節負担金補助及び交付金の関係で、先ほどの説明で北海道自治体情報システム協議会、これは三つほどに分類されたものを説明されたのですけれども、その中でマイナンバーの関係で、女性が旧の名前をまた記録するのにかどうか、マイナンバー、私、前から言っていますように、このマイナンバーによって名前寄せとかしないとか、した場合にどうなのかという、個人情報がかかり蓄積されるという面で懸念を持っているわけなのですけれども、そういった意味で本人の確認とか、意思決定が、そういうことをされた上で、これを取り入れるのかどうかについて伺いたいと思います。

それから、18ページの新設されました15目開町100年記念事業費の関係なのですから、今回補正で15万6,000円、内訳は懸垂幕を2枚つくるというふうになっ



たのですけれども、今までこの件に関しては、来年のことですので早急に準備等、あるいは協議会というか、そういう諮問機関というのか、何かそういう仕組みをつくった上でやるというのですけれども、そういう会議等における費用弁償なんかは一体どういうふうになっているのか。普通、一般の公務員の方だけが集まるのなら別だけれども、一般の町民の意見も聞くということでしたので、そういう人たちの日当はどうなるのか。

それと、こういう新設をすることによって、15万6,000円程度では、今後、いわゆるいろいろな事業を、例えば来年の3月の定例会までに、いろいろな会議等、あるいは考えられるようなことをしなければならぬお金というのは、当然かかると思うのですけれども、そういったものが今回計上されないのは、どういうことなのかなど思っているわけなのですけれども、その辺の今後の見通しですね。いわゆる100年に関して、科目を別に設けたというから、結構これから金がかかると思うのですけれども、その辺の捉え方というか、準備等についての考えを伺いたいと思うのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） ただいまの御質問の1点目の16ページの負担金補助及び交付金について御説明申し上げます。

内容につきましては、先ほどの御質問のとおり、中間サーバーの住民基本台帳システムの改修ということになります。これは国の「1億総活躍社会をつくるための女性活躍の推進」というものの一環で行われる改正なのですけれども、御質問の内容のとおり、希望者のみということになります。併記となるのは、そういうことでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 開町100年記念事業の関係でございます。

まず、会議等につきましては、各団体からの委員さんを求めまして、審議会、それから企画実施部という二つの会議を持ちまして行っているところでもあります。団体等から広く意見を聞くということで、団体からの推薦で代表者等をお願いして、参加していただいているところなのですけれども、費用については、日当等については生じないまま、皆さんからいろいろな意見を伺っているというような状況でございます。

なお、審議会につきましては、これまで2回、企画実施部につきましては、これまで4回の会議を開催しておりまして、企画実施部の4回目では部会を設定しまして、さらに内容を詰めるということで、現在協議をしているところです。

細かい内容につきましては、実はこの部会の中で詳細を今決めていっているところでありまして、それらの予算については、今後、部会、それから企画実施部、最後に審議会の審議を経て予算化していく予定となっております。

なお、準備に係る費用としてということですが、現段階ではすぐに懸垂幕で開町100年をお知らせするというので、当面その懸垂幕2枚分だけの予算を今回見たところあります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） もう1点の説明がされてないのですけれども、この程度で科目を新設するぐらいですから、今後いろいろなものが出てくるというふうに予想されているから、これつくっていると思うのですね。そういった意味でいくと、来年の3月定例会まではそういう出費というか、考えられるようなものが予算化されていないというのは、専決処分という方法もあるかもしれないけれども、そうではなくてやっぱり町民に広く喚起する上では、十分取り入れてないということについて危惧を感じます。

そういった意味で、今後、今、言った審議会とかそういう活動の中で、それも私としては感じがおかしいですね。というのは、やっぱり一般の人が来た場合にはそれなりの、公の審議委員にいろいろなアイデアを出してもらおう上で、日当ぐらいは出したほうがいいのではないかなと思いますので、その辺の考え方というのはきちっと持っていないと、来年、あと1年、多分、僕が考えるには9月23日をめどにした100周年記念だと思うので、1年を切っているわけですね。そういった中での取り組み方というのは、金を注ぎ込めばいいというものではないけれども、少なくとも町民のそういう喚起を促す上で、必要なものはきちっと計上していったほうがいいと思うのですけれども、その辺について、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 先ほど、総務課長が答弁したとおりでして、審議会というのは諮問機関ではないということがまず一つあります。自治法上も諮問機関とかそういうものであれば、条例制定をしてやるということになりますけれども、そういう諮問機関ではないということで、まず意見を伺うということだけですので、今回は報酬とかそういう費用弁償というものはないということと、先ほど説明したと思うのですけれども、開町100年という一大事業ですから、過去の例を見ますと、各科目に主催事業とか協賛事業がばらばらだったのですね。したがって、一つの科目に集中することによって、主催事業とか、協賛事業というものが予算書の中で、あるいは決算書の中で全体的にわかると、そういった部分で目を新設して予算を計上するというので、今度は新年度に向けて開町100年の記念事業費ということで、新年度予算の中にいろいろと反映されてくると。

したがって、議会運営委員会でも申しあげましたけれども、この後の議員協議会の中でも開町100年の事業について、現状での報告ということをお願いしているわけですが、今年度予算の中では、町民周知用ということの懸垂幕を今回お願いしておりますけれども、その予算で終わりますが、具体的には1月中にはある程度事業を固めて予算にも反映して、当然、事前には議会のほうにもこういう内容ということで報告をしていきたいなど、現時点ではそのように考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほど、総務課長のほうからも話があったとおり、今の審議会なり企画実施部の状況を見ていましたら、まだ、具体的なものというか、候補はいろいろたくさんあるのですが、まだ煮詰まっていないというのが現状でございまして、それに対して予算ということはちょっと今のところ考えていなくて、これからの動きを見て予算をつけていっても、決して遅くはないというふうに思っておるところでございます。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に3款民生費22ページから25ページまで。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 1項社会福祉費2目老人福祉費15節工事請負費であります。

高齢者共同生活支援施設建設で6,583万7,000円の減額ということで、これは福寿荘の建設工事で、先ほど副町長の説明でもありましたように、大きな執行残であります。当初予算では、2億3,300万円余りだったと記憶しております。このうち建築主体工事費につきましては1億1,556万円で、落札率94.4%と、これは議会の議決に付すべき契約として提案をいただいておりますので、承知しておりますが、この建築主体工事の落札率から類推いたしますと、分離発注しております機械設備工事、電気設備工事、これらの落札率が相当低かったのか、それとも予定価格が相当低く抑えられたのか、そういうふうを感じるわけでありまして、この機械設備工事と電気設備工事の予定価格と落札率についてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） まず、電気設備工事につきましては、予定価格が3,124万4,400円、それに対して請負額が2,959万2,000円で、落札率が94.71%。機械設備工事が、予定価格が2,332万8,000円に対して請負額が2,268万円ということで、落札率が97.22%ということになっております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） もちろん予算額のとおりに入札に際して予定価格を決める必要はありませんが、これほど引き下げて予定価格が設定できた理由が明らかであれば、お示しいただきたいと考えます。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 福寿荘の建設につきましては、当初予算では先ほど議員おっしゃったとおり、2億3,366万9,000円ということで予算計上しているのですが、新年度予算で計上する場合に、予算の締切日が1月下旬から2月上旬ということで、福寿荘が焼失してから、12月の7日から3月24日にかけて、この設計の委託業務が発注されております。それで議員協議会で、1月17日に平面図程度を表示しているのですが、その中で積算しなければならないということで、非常に概算で出している

ということが現実でございます。

それで平面図だけで積算する場合に、建設課といたしましてはあらゆることを考えて、たまたま例でいきますと、スプリンクラーについても簡易式でできたということなのですが、場合によっては貯水槽みたいのを設けて、非常用発電機も設置しなければならないとか、そういったことだとか、1月下旬でいきますとボーリング調査の結果が出た程度で、上屋の総体的な重さによって基礎くいが必要だとか、またはラップルコンクリートで基礎を固めていかなければならないということも想定して、予算時にはかなり多目に見積もっているというのが現実でございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、4款衛生費26ページから27ページ下段まで。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、5款労働費27ページ下段から7款商工費31ページ中段まで。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 29ページの19節、道営土地改良事業地元負担金で500万円が減額になっているのですけれども、先ほどの説明で22.5%の負担の中ですけれども、事業としてはかなり予定していた人がいなくなったというか、しなくなったというふうに理解するのですけれども、その要因は一体何なのですか、その辺についてのわかるどころでもいいですから説明願います。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） この道営事業の関係の負担金なのですけれども、これについてはトマムの道路の関係でございます。面工事ではなくて、道路の線工事ということになります。それで当初予算では5,000万円を見て、測量設計と工事が一部280メートルほど予定していたのですけれども、国の予算が決まるのが3月下旬から4月上旬ということで、うちのほうに確定が来たのが、確定額が2,760万円という事業費が来まして、それに負担率の22.5を掛けて積算しているところでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 次に、8款土木費31ページ中段から9款消防費34ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に10教育費34ページ中段から最終39ページまで。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 36 ページの 10 款教育費、中学校費の 13 節、インターネット環境整備についてお伺いたします。

Wi-Fi 設備 82 万 7,000 円の執行残 6 万円だと思うのですが、これは金額からして 1 カ所ではないと思うのですが、何カ所をどこにつけたのか教えてください。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 設置場所でありまして、中学校の 1 年生、2 年生、3 年生の普通教室の 3 カ所ということになります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 私のイメージでは、Wi-Fi は 1 カ所あれば、かなり広い範囲で飛ぶと思うのですが、なぜ隣接した教室に 1 個ずつつけたのかと、それと特別教室、体育館だとか、技術室など、そういうところにつける予定はなかったのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 申しわけないのですが、インターネット整備の環境については、私のほうも詳しくは御説明することはできないのですが、無線といえども基本的にはパソコン教室のところから有線で各教室に機材を設置して、教室の中で無線でタブレット等を使ってインターネットで情報を取り込むという形で、それぞれの教室で環境を整えたということになっております。普通教室以外の場所については、今回、積算したものは当初 82 万 7,000 円ということで、約 80 万円台、三つの教室に設置するだけでもそれだけの金額がかかるというところで、これを中学校の全ての場所に設定すると、多大な経費がかかるということも見込まれるのですが、現状では中学校、小学校もそうですけれども、ITC 機器というか、タブレットだとかそういうものを使って授業展開をこれからやっていくというところなのですが、現在は教職員の皆さんに、そのところの指導方法の工夫改善が求められる現状かなというふうに思っております。

教育委員会といたしましては、今、普通教室の 3 カ所とそれからタブレット 2 台も設置しておりますけれども、教職員数から見るとまだ少ない数ではありますけれども、まずは学校としてそれぞれの機器を活用した授業の改善がどれだけやっていけるかということをやっぱり工夫検証していかないと、多大な経費の投入はできないのかなというふうに思っておりますので、今の取り組み状況を見ながら、次年度以降どういう環境整備が必要なのかということは、検証、検討していかねばならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

7 番谷議員。

○7 番（谷 郁司君） 36 ページの関係で、先に35 ページの貸付金で、21 節で奨学金の関係で84 万円減額になっているのですけれども、先ほどの説明では高校生2 人、大学生2 人が予定していたより少なかったのですけれども、当町は、いかんせん高校もない、大学もない中で、こういう資金をうまく活用しながら勉学に励んでもらいたいと思うのですけれども、この4 人の形態はあくまでも言い方は悪いのですけれども、入学できなかったのか、それともあったけれども、経済的に奨学金は借りなくてもよかったのか、その辺の説明をお願いします。

それから、36 ページの教育費の関係で学校管理費、小学校も中学校もなのですから、教職員の健康診断、小学校7 万円、中学校が10 万円ですけれども、教員の健康診断というのは重要な管理事項であるし、また、子供たちと接する先生たちが健康診断をきちっと受けていなければならないと思うのですけれども、この減額になった理由についてちょっと伺いたいと思いますけれども。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） まず、35 ページの貸付金でありますけれども、こちらにつきましては、高校生につきましては一月1 万5,000 円、年間で18 万円になります。大学生につきましては一月2 万円で、1 年間で24 万円の貸し付けをできるということになっております。返還については、一応、無利子ということでの返還ということになりますけれども、こちらにつきましては、毎年、広報等で周知等をしておりますけれども、それに対して高校に進学、もしくは大学に進学するお子さん、もしくは保護者のほうからの申請に対して貸し付けをしているというところでありますので、陸別町で、高校はある程度、中学3 年生がどれぐらい進学しているか、ほぼ進学率100%ということでありますけれども、その状況につきましては、家庭の状況によるのかなというふうに思っておりますし、また大学生につきましては、それぞれ町外の高校に行っておりますけれども、そこからどれだけの人数が大学、もしくは専門学校等も含めて進学しているかという数については、十分把握しているところではありませんけれども、町で、教育委員会で貸付業務を行っているものに対して、広報等の周知を見て申請をしていただいているというのが、29 年度につきましては専門学校、大学生を含めた継続の4 人だけであったというような状況であります。

それから、36 ページの教職員の健康診断につきましては、対象人数、小学校の部分については当初予算で対象者18 人で見えておりますけれども、今回、15 人が健診を受けておりますけれども、小学校につきましては3 人の方が出産、もしくは育児休業ですとか、それから産休だとかという状況で、お産の関係で、こちらで予定している健康診断を受診していなかったということですので、それ以外の対象者につきましては100%受診をしているという状況です。

それから、中学校のほうにおきましても16人中13人が受診ということですが、残りの3人も別途こちらのほうで対象としている健康診断とは別に、人間ドックだとか、それから教職員が独自で健診を自費で受けているという状況もありますので、教職員全てが必ず健康診断を受けているという状況は変わらないということでもありますので、たまたまこちらで予定していた対象人数より減額になっているのは、それぞれ個人的な理由も含めての減額だというふうに理解しております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） さっきの貸付金の関係なのですけれども、やはり先ほども言いましたように、高校も大学もない当町において、勉学に励む意欲のある子供さんたちをするためには、これから一般質問等に言われるものに入っていかもしれませんけれども、やはり貸付金というよりも給付型のほうがいいような気もするし、今後、そういうことを検討されて、陸別の子供さんが安心してというか、とにかくここから通うということができない状況の中では、やっぱり当然そういう何だかんだ言っても教育に金のかかる時代ですので、その辺を考えた上で貸付金よりもそっちのほうにするか、こうやって不用額が出ていることについてのことを今後、考えた上での対策をとってほしいと思いますので、その辺についてもう一度御答弁願います。

それから、教職員の関係で、今、全ての職員の方が、18人中15人とか、16人中13人と言うけれども、実際にはしていない人も何らかの形で健康診断を受けているというふうに理解していいのですか。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） まず健康診断につきましては、全員が何らかの健診というか、受けているというふうにこちらのほうでは理解しております。特に、出産をされた方については、それぞれ病院にかかっているということもありまして、こちらが用意した健康診断を受診できる状況ではないということでもありますので、受けたかどうかというのを確認しているところではありませんけれども、全て必要な健診は受診しているというふうにとらえています。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 35ページの奨学資金の関係についての質問ですけれども、ただいまの谷議員の御意見については、御意見として受けておきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 健康診断の関係においては、やっぱり何らかの形で健康診断を受けることが大事だということを当然わかってもらえていると思うのですけれども、過去に終息というか、結核の関係ね、もうないというふうに言われていたけれども、実際上あって、やっぱり先生方がきちっとそういう健診、多分見逃されたと思うのだけれども、最終的には子供と接するという職業柄、きちっとした健康診断を受けていないと、後々後悔が

出てくると思うので、十分健康診断を受けて、そういうことが子供に影響を及ぼすようなことがないような方法を、きちっと確立してほしいと思うのです。もう一度御答弁願います。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 議員がおっしゃるとおり、確かに職員の健康については大変大切なことでもあります。教職員みずからも自身の健診については、大変意識が高いものを持っているというふうに思っております。こちらのほうで用意した健診について、私のほうの手元で、当初の予算との差額分がありますけれども、学校の教職員につきましては当初の想定した人数と全て合致というか、学級数の設置によって若干の1人2人の人の入れかえがあったりということでもありますけれども、健診につきましては、今後を含めて、必ずこちら側で用意した健診、もしくは独自の健診も含めて100%の健診をするということは、再確認をしていながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、歳出全般について行います。

ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるものみにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、8ページから14ページまでを参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

6ページから7ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、以上で質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第80号平成29年度陸別町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第81号平成29年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第81号平成29年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第82号平成29年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから7ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第82号平成29年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第83号平成29年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページ、第2表を参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号平成29年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第84号平成29年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に、第2条、地方債補正について質疑を行います。

4ページ、第2表を参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第84号平成29年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第85号平成29年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから9ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第85号平成29年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第86号平成29年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第86号平成29年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

1時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時53分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ申し上げますが、午後4時から議員協議会を予定しておりますので、これから一般質問に入りますけれども、おおむね1人か2人ないし3人までぐらいで途中で切ることになりますので、御了承願います。

---

### ◎日程第13 一般質問

---

○議長（宮川 寛君） 日程第13 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、きょうは町民プールと公民館の老朽化に伴う建てかえや、町の運動施設の今後についてと奨学金制度の拡充についてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、プールについてですが、町のプールは、毎年6月の中旬から9月の中旬までの3か月間開放してしまして、午前中は学校授業や保育所の水遊び教室で利用しています。午前中の一般開放はしておりません。体育の授業で水泳は必修科目ですので、学校にとってもとても大事な施設となっています。午後からは平日3時から、土日祝日は1時から一般開放していて、子供たちが楽しく遊んでいたりと、親子で遊びに来る方もいらっしゃって、夏の身近なレクリエーションの場として、とてもにぎわっています。

週3回、夜間6時からの開館時には、主に水泳少年団の子供たち20名が練習に励んでいます。8年前に25メートルレーンに背の低い子でも練習できるように、底上げの台を設置してから格段に練習がしやすくなったのですが、現在のプールですが、見てのとおり日が出れば暑いのですが、天気が悪い日が続くとあっという間に室温、水温が下がり、とても管理が難しいと聞いています。管理の方も昼の気温や夜の予想気温まで考えながら、水温の調節に苦労していると思います。

開館するには、水温と室温を足して50度以上という目安があるので、それに満たない時は休館になります。せっかく楽しみにしている授業が中止になったり、寒くて震えながら入らなくてはいけない日もあります。私は、水泳少年団で指導員もしているのですが、ことしのように比較的寒い夏は、高学年の子はずっと泳いでいるからまだいいのですが、低学年の子たちは、まだしっかり泳げないので、幾ら練習しても体が温まらず、寒さとの闘いのつらい練習になってしまいました。小中学校の水泳授業でも同じく、寒さに震えながら授業を行っていました。

現在のプールは、昭和57年に建てられて、築35年たっています。屋根やボイラーなど、毎年どこかしらの修繕を行いながらの運営で、修理代もかなりかかっているようです。プールの耐用年数は、おおよそ30年から50年とされていますが、そろそろ陸別

のプールも建てかえの時期が来ているのではないかと思いますけれども、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） お答えいたします。

今、質問のあったとおり、築35年が経過しているということで、大事に施設を使っていくという、少しでも長く愛される施設でいくというのが基本で、維持をしているという基本姿勢で施設管理をしております。修繕費のほうも今言われたとおり、かかっているのですけれども、若干紹介いたしますと、平成28年度では67万6,000円、それからことしは120万2,000円ということで、毎年ではないのですけれども、50万円から100万円程度の修繕がかかっているのかなというふうに承知をしております。

それから、今、低温というか、太陽光熱ということで、もともとそういう施設でスタートさせてもって、利用期間が限られているというふうな施設であります。今、おっしゃるのとおり、利用期間が短いとか、低温日は利用できないというふうな声は、以前からも受けているところであります。

今、少年団活動のこともありましたが、昨年度の利用者数は2,000人を超えて2,100人余りで、27年度、2年前が1,786人というふうな数字で、このふえている要因は、少年団活動が活発に行われているというふうな数字のあらわれでもあるというふうにとらえております。状況が、今、議員が質問されたように、私もそのふうにとらえておりますけれども、この施設は多額な財政負担がかかっておりますので、現在の建てかえ等の計画は、教育委員会としても持っておりません。

冒頭で説明したとおり、現在は、今の施設を大切に使うという、現在はそういう段階であります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 今、ある施設を大事に使うことは、とてもいいことだと思います。しかし、今考えがなくてもいずれ建てかえなければいけない時が来るかもしれないですよ、それで私はもし建てかえるようになったときに、どんな施設がいいのかと思い、近隣のプールを見に行ってきました。

まず、隣の足寄町はとても立派なプールで、25メートルプールの公式大会もできる施設があります。25メートルコースが8コース、それにファミリープール、ウォータースライダー、ジャクジー風呂なども備えられ、毎年11月の1カ月間だけメンテナンスで休業しておりますが、あとは通年で利用できます。足寄は3歳未満の子供は利用できないのですが、訓子府のプールは赤ちゃん用の水遊びおむつを着用すれば、乳幼児から入ることができます。後、ここのすごいところは、プールの中にスピーカーがついていまして、泳ぎながら音楽を聞くことができました。訓子府のプールの営業期間は、4月下旬から11月上旬の約半年になっています。それと2年前に建てられた北見のプールは、地中熱ヒー

トポンプを利用して、省エネルギーをうたっています。ことしできた中札内のプールは、陸別と余り変わりなく6月から9月の営業となっていました。

コストを考えると、陸別には決して通年泳げるようなプールがいいと思いませんけれども、陸別らしくこれからできるバイオマスエネルギーをプールに利用できないかと思えます。どういう方法があるのかは、これから考えるとして、町の基幹産業である酪農業で町の人たちも恩恵を受けられたら、とてもよいことだと思います。

最近では、町に新たに施設をつくらなくても近隣にいい施設があるなら、そちらを利用したほうがいいという考える方もいらっしゃると思いますが、陸別は隣町まで遠いので、学校の授業のためにも必要な施設だと思います。そして教育施設としてではなく、町の人たちが健康増進のために、気軽に、安全に利用できるように水中ウォーキングコースを設けたり、プールに入らなくても簡単な筋力トレーニングができるような器具を設置して、健康寿命を伸ばす取り組みが一緒にできたら、とてもいいと思います。

特に、水中ウォーキングは、足などに負担がかからず、全身の筋肉が鍛えられるようで、どこのプールでも人気で、他町のプールでは朝の開館時間からたくさんの方が来ていました。高齢者でもちょっとした筋力トレーニングを続けると、特に足の筋肉を鍛えると健康を維持できるそうです。町内にひとりで運動したり、体を動かす場所がないので、ぜひトレーニング施設とプール等を隣接して設け、幅広い世代が利用できる複合施設を考えてほしいと思います。

次に、公民館についてですが、これもプールと同じ時期に建設されて、昭和58年から利用されています。陶芸教室ができたり、資料館が移転してビデオルームができたり、改修はされてきてはいますが、この建物もいずれどうするべきか考えなければいけないときが来ると思います。

図書館については、毎年、少しずつ利用者が減っていますが、昨年の利用者を見ると約46%が大人で、貸し出し数の69%も大人なのにちょっと驚きました。子供たちも利用は多いのですが、学校にも図書館があるせいか、貸し出し数は少ないかなと思います。陸別の小中学校はクラス数が少ないので、司書教諭の配置はありませんが、ぜひ町の図書館にたくさんの方が本に興味を持ってくれたり、知りたいことに答えてくれて、広い分野へと興味関心を持たせてくれる、架け橋となる図書館司書を配置してはどうかと思います。図書館司書の仕事は、本の紹介やディスプレイだけではなく、読み聞かせや季節のイベントなど、いろいろな年代に合わせた人が集まるきっかけをつくってくれます。それが憩いの場となって、町民の心が一層豊かになれば、とても幸せなことだと思います。

先ほどのプールのこともそうでしたが、これから町のことを考えると、何か施設単独というのはとても難しいと思います。本を読みに来た人はもちろん、そうでない人も気軽に立ち寄れる憩いの場を兼ねた図書館、サークルや市民の集まりに貸し出せる個室、最近の図書館にあるようなちょっとした喫茶スペース、このような場所があれば、なお一層潤いあふれるまちづくりにつながると思いますけれども、教育長のお考えをお伺いしたいと思

います。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） お答えいたします。

今、意見の中にもありましたけれども、陸別町の一つの地理的特徴といたしまして、近隣の町へ1回出かけると、往復1時間以上がかかるというふうな地理的な特色もあります。そういった中で、まずスポーツ施設ですけれども、スポーツ施設が町民の方々の憩いの場と住民が集う機会になっているということの位置づけを持っておりまして、本当にそういう意味での重要な施設であるというふうにとらえております。

今、プールに関して、近隣のさまざまな充実している内容が紹介をされました。しかしながら、先ほど答弁しましたけれども、陸別町における、プールで言えば、どういうプールがいいのかというふうな議論もあろうかと思っておりますけれども、他のさまざまな施設もおおむね30年を超えてきている部分も多々あります。全体的に各利用者のニーズ、それから利用実態、それから持続可能な期間などなど、全体を通した中で検討していかねばならないというふうに思っております。

今、仮に建てかえた場合はというふうなことでの質問でありますので、今、紹介されたようなことについては、御意見というか、そういう施設があるということについては、受けとめさせてもらいたいというふうに思います。

公民館のほうでありますけれども、こちら質問内容を見ますと、人が集まり、くつろげる図書館をつくるというふうな言葉が質問の中にあります。施設面で言えば、今、トータル的に答弁した中の一つの施設というふうに、そのように理解してもらいたいと思っておりますけれども、最後に図書館司書の配置ということがあります。

図書館司書を配置すれば、その施設は活性化するのか、そうではなくて、今、ある体制の中で果たすべき役割を実際に果たしているのかというふうな観点で、最後に読書活動がありました。今、公民館は昨年からはスタートしている第8期社会教育計画の中、それから読書推進計画ということで、昨年度から1期5年の計画を立てさせてもらっています。その中で、今、学力調査の結果もあるのですが、陸別町の子供たちは比較的読書をしている時間も、決して多くはないのかなというふうにとらえております。今、公民館を、図書室を活性化していく一つの切り口として、この読書習慣というか、一つのそこを重点的な取り組みというふうに押さえさせてもらっております。

昨年度から、0歳児からの子供たちに読み聞かせをしながらブックスタートということで、絵本をプレゼントするというふうな事業を進めておりますし、今、休止になっているのですが、読み聞かせサークルの活動の再開を目指して今取り組んでおります。今、ある公民館活動の中で、図書館ボランティア活動の充実を掲げながら、そこを起爆剤にして当然と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、人口が少なくなっている中で、確かに図書館の利用者数は今減っておりますけれども、決して去っているのではない。先ほど、冒頭で言いましたとおり、人が集まり、くつろげる図書館というところ

で、集まってもらえるというふうな公民館、図書室づくりにしていきたいというふうに考えております。

そのためにも繰り返しますけれども、今は読書の習慣活動というのですか、これに重点的に取り組んで、活気のある公民館、図書室づくりをしていこうということで、今、取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 図書館の説明についてはよくわかりました。いろいろな活動をされていて、とてもいいことだと思いますけれども、もしプロの力をかりたら、もう少し変わるのではないかなという気持ちもありまして、きょうお話をさせていただきました。

あとプールについてですけれども、今、考えはないとおっしゃっていましたが、プールを建てかえなければいけないというタイミングはどういうときだと、教育長はお考えになりますか。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 建てかえの時期というふうな考えをとということの質問でありますけれども、先ほどお話ししたとおり、これは本当に多額の資金というか、財政負担を有することになってきます。現在の総合計画、過疎計画等の中で、計画を持っておりません。現在進行中の第5期の陸別町総合計画は、平成22年度から平成31年度までの期間となっております。28年度に大きく基本計画を変更しているというふうな今状況で、陸別町の総合計画が進んでいる状況にあります。

先ほどの答弁を繰り返しますけれども、今後、利用実績や利用者のニーズを踏まえながら、陸別町に適した全体計画を、第6期に向けて、検討していくというふうに進めていきたいというふうに思います。今、具体的ないろいろなニーズはあることは承知しておりますけれども、それらを踏まえて今後の計画の中に反映させていく方向で、どのような形にしていくというのは、これから考えていきたいということでもあります。

よろしく申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今の話はこれで終わらせ、次の質問に移らせていただきます。

次に、三つ目なのですが、町内には公園は少ないけれども、運動場はたくさんあって、それぞれ部活や少年団で使用しています。緑町サッカー場は、スポーツ少年団、中学校のサッカー部、社会人サッカーと、たくさんの方が利用しております。ナイター照明も設備され、整備も行われていますが、あそこの場所で本当にいいのか。小学校1年生から、練習の時は重いかばんを背負って、学校帰りに車の通りの多い国道を渡って練習場に向かいます。中学生は、6時の部活バスに乗りおくれられないように、大急ぎで学校に戻っています。今まで事故が起こらないのが不思議だと思うくらいです。

サッカー場には、あと簡易トイレが一つあるだけで、向かいの施設のトイレを貸してく



れるそうですが、なかなか1人ではそこまで行けないという話を聞きます。もし、このサッカー場をずっと使うなら、女の子の利用もふえてきているのですから、トイレをつくることも考えてみてはどうでしょうか。外のトイレは防犯や管理に手間がかかりますが、方法は何かしらあると思います。

若葉のスケート場も、スケートは小学校の授業で行うのですが、現在の場所が本当にいいのか、主に小学生が使用するので、小学校のグラウンドにあったほうが便利なのか。もしそうなった場合、若葉のスケート場を今以上に有効に使うのには、どんなことがあるのかいろいろ考えられると思うのですが、今まで話したこと全てを含めまして、将来の陸別を見据えて総合的にどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

教育長にお伺いします。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 繰り返しになるかもしれませんが、陸別町のスポーツ施設は、まずトータルして地域住民が集う場と、それからその機会を提供する重要な施設だというふうになっております。そのために各施設は、町民は全施設無料ということで利用していただいております。その中で、今、個々の例えば緑町のスポーツ広場のトイレの問題だとか、それから位置の問題だとか、それからスケート場の、利用する小中学校との距離の問題だとか、御意見がありました。

先ほどのプールの期間延長をしてほしいと、それに伴う温水化、それからそのほかにも野外活動施設の建てかえ、それから今も出ておりますスケートリンクの移築、それから前の議会での質問もあったと思うのですが、テニスコートの全天候化などなど、町民ニーズは多岐にわたっているということも承知をしております。これを、これからの陸別町の町民の方々にどのように有効に利用していただけたらいいのかということにつきましては、財政面も当然考慮しつつ、住民の合意形成のもとに、それからもう一つは費用対効果ということも十分見きわめて、これは計画的に進めていかなければならないというふうにとらえているところであります。

最後、先ほど答弁したことと同様になりますけれども、その見通しといたしましては、総合計画等々の、次期の総合計画に反映させるように、十分検討していきたいなというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今後の陸別を考えまして、急ぐことではないですが、将来を見据えて、いろいろ考えていく時期にあると思います。教育施設やそして町民利用も兼ね備えた、みんなが楽しく暮らせるような施設を建てたり整備していくために、たくさんの情報を持っているコンサルティング会社とかに診断してもらいたいと思います。長い目で、間違いのない計画を立てていってほしいと思っております。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは、私からもちょっと一言お話ししておきたいなというふうに思います。

中村議員の質問を聞いて、懐かしいことが大分ありました。スケートリンク、私らも子供がいたときに、親が一生懸命あそこに通って、寒い中、場所がなかなか悪くて、いい氷ができなくて苦労したということも今思い出されましたし、あとプールの底上げも、私が議員のときに、たしか教育委員会に質問してやっていただいたことなど、今、ちょっと懐かしいなと思って考えていました。スポーツ施設に限らず町の関係の施設、これはインフラも含めて、今、かなり老朽化しているというのが全体的に言えることではないかなと、そんなふうに思っています。

さきの議会でも、本田議員のほうからもあのときに話があったと思うのですが、子供たちもなかなか、単一スポーツ、チーム編成もできない、数が減ってきているとそんなようなお話もあって、これからいろいろ考えていかなければならない時期だなと、あのときも思ったのですが、今もそこら辺を考えております。子供の数が少なくなったから、この施設は要らないだろうとか、そういう判断というのはやっぱり間違ってもしたいとは思いません。ただ、今のスポーツ施設もたくさんあるのですが、そこら辺の利用状況や何かをちょっと1回しっかりと検証する必要があるのかなと、そんなふうに思っています。

また、議員もおっしゃっていましたが、今まで単発であったものをいろいろ複合的なものと考えてはどうかということも、そこら辺はこれからいろいろニーズ調査など、利用している人たちの意見等をお聞きしながら、計画を策定していかなければならないなど、そのようなことを思っています。いずれにしましても、財政面に関することですから、きちっとそういうことを踏まえた計画をつくり、総合計画等の中にのせながら、いいものをつくっていかなければならないなど、そのように考えているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今、町長のおっしゃるとおり、今後ともいろいろ検討をよろしくお願いしたいと思います。

次に、給付型奨学金についてお聞きいたします。

以前にも質問しているのですが、町長の公約にもありましたし、私もぜひ実現してほしい施策ですので、もう一度質問させていただきました。現在の進捗状況をお聞きしたいと思います。町長にお聞きいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 中村議員から、この給付型奨学金のことは、たしか3回目であろうかと思えます。最初に御質問をいただいたときから、私も公約の中に盛り込んでおりますし、いろいろ考えておりました。手をこまねいて、何もしてなかったわけでは決してございません。議員も御承知のように、今、国のほうもいろいろ奨学金、給付型や何かも含めていろいろな話が出ていますし、ただ、まだまだ不透明だということは間違いないことでございます。

今ある当町の奨学金制度、これは議員皆さん御承知のように、医療技術職員養成修学資金貸付、それともう一つは、奨学資金貸付条例の二つであります。現在、その二つの現行の制度の改正案をいろいろと調整しているところであります。これには、全国他町村の制度を参考にしたり、陸別町でも何回かアンケートをとったりしておりますが、やればやるほど非常に簡単にできるなと思うのですが、非常に奥深いということがつくづく今、頭を悩ましているのですが、このことに関しては本当に慎重に各部署で検討を重ねているところでございます。

教育委員会のほうも片一方は考えますので、そこら辺の判断を尊重しながら、本当はこの議会でお示ししたかったのですが、ちょっと間に合わなかったので、3月に向けてお示しできるのかなと、そのように今、進めております。どうか御理解いただきたいと思いません。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 私どもの今、担当しております奨学資金貸し付けがあります。これについて、今、町長のほうからもありました。教育委員会も協議を受けまして、これの見直し、改正案づくりに取り組んでいるところであります。この見直しのために、アンケートを中高生、それから保護者に対しての実施をしているところであります。それを踏まえながら、今、改正案を検討しているところであります。

今、町長が言ったとおり、こちらのほうも3月議会に向けてということで今取り組みを進めております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 町長の今、頭を悩ませているという話でしたけれども、私もいろいろ考えたのですけれども、どんな形がいいのか、本当に難しいと思いました。最初は私は、職種は限定しないほうがいいのではないかと思ったのですが、公務員とか自営業の跡継ぎさんはどうするのかとか、みんなが公平にと考えると、本当に頭を悩ますところです。

教育委員会からのアンケートでは、給付型奨学金を利用した後、陸別に戻るまでの返済猶予期間も尋ねていて、5年とか10年とか丸で囲むようになっていましたが、もし、10年後に陸別に戻って仕事をしようと考えていても、自分が思うように就職できなかったり、何かの事情で戻ることができなくなったとき、その時点から返済するのはとても大変なことだと思います。それなら、普通の奨学金のように、就職したら預かり金として償還を始めてもらい、陸別に戻ってきたときに働いた年数によって、預かり金を戻すという考えはどうでしょうか。

奨学金で子供たちの未来の選択肢を狭めるのでは、本末転倒になってしまいますので、担い手委員会などいろいろな方々の意見も聞きながら、慎重に考えて実現に向けていってほしいと思っております。

先日、懇談会で行った北勝光生会では、独自に給付型奨学金制度をつくって、職員を確保することを検討しているそうです。よく言う看護学校のお礼奉公みたいな制度だそうです。まずは、すぐにでも手をかさなければいけない業種、一つでも二つでもやってみて、徐々に形を整えていくのもいいと思いますので、陸別の担い手確保のために、ぜひよろしくお願いいたします。

引き続き、今、ある奨学金貸付条例の拡充についてお伺いいたします。

まず、金額についてですが、高校生、月額1万5,000円、高等学校より上で月額2万円となっていますが、この2万円というのは、金額が少ないのではないかと思います。現在、私立大学の授業料の平均は年間100万円くらいです。本気で勉強したいと思っている人に貸すのですから、学費が賄えるぐらい、月額4万円から5万円くらいに拡充してはどうでしょうか。返済が大変になるのはやむを得ませんが、結局、今の2万円では足りなくて、ほかでも借りなくてはいけない方もいると思います。上限を5万円にしたからといって、全額借りなくてもその家庭の事情で金額を決められるわけですから、例えば2カ所から2万円ずつ借りるよりは、1カ所で4万円借りるほうが、心の負担も少なくなると思います。

ちなみに日本育英会の奨学金は、利息が上限3%で、金額が3万円から12万円までと選べるようになっていました。それと、条例に使われている文言ですが、経済的な理由で就学困難な者とか、学資の支弁が困難であることとかを入れないほうがいいと思います。子供たちにかかる学費なのですから、奨学金を借りることが後ろめたいと感じさせるような言葉は、使わないほうがいいと思うのですが、これらのことについて教育長はどう考えられているのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 最初にありました返済型にしてはという質問がありました。そのほかに、今、うちのほうで扱っている奨学資金の、特に大学の場合の貸付金額の見直しはどうかというふうな質問もありました。それらも含めまして、今、検討をしているところであります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 私のほうからも、今の最後の学費が高くなっているのもう少し上げてはどうかということと、その前におっしゃったこと、その後におっしゃったこと、まことにそのとおりで、私も同じようなことを多々考えています。

ただ、返済型であれば、借りればこれは間違いなく返していかなければならないので、むげに高ければいいというものでもないのかなというようなこともあります。やっぱり時代が変わって学費や何かも大分上がっているということは間違いのないので、そこら辺も含めて考えて、先ほども言いましたように、3月に向けてそこら辺の答えをとりあえずは、完璧なものになるかどうかちょっとまだわかりませんが、とりあえずはお示ししてい

きたいと、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 確かに、借りたら子供たちが働いてから返すのは大変でしょうけれども、奨学金を借りるときは親子で話し合っ借るでしょうから、家庭にもよりますが、子供だけで返すのではなく、親も協力する家庭もあると思います。国でも教育無償化とか、収入の少ない方の国公立大学の授業料無償化とか言っていますが、やはりこの根底にあるのは親の収入の格差だと思います。意欲のある子供たちが、自分の思う勉強ができるように、もっと使いやすい奨学金制度にしてほしいと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） ただいまの御意見を踏まえて、うちのというか、教育委員会側で担当している部分もありますし、町長のほうで管理というか、担当している条例もあります。十分協議しながら、考えていこうというふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 3 月にどんな提案があるのか、楽しみにして待っています。

きょうはこれで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮川 寛君） 次、4 番本田議員。

○4 番（本田 学君） それでは、一般質問をさせていただきます。

打ち合わせをしたわけではないのですが、奨学金ということで、今回同じような質問になるかもしれませんが、よろしくお願いします。

まず、9 月の一般質問からの続きということではないのですが、陸別町産業担い手対策委員会等々が始まりまして、私は、これからの人材不足というところの観点から質問したいなと思っております。

まず、初めに教育長に質問したいと思います。

その前に、先ほどから出ている陸別町奨学資金貸付条例、それと医療技術職員養成修学資金貸付というところを、これ一体どういうことなのかというところから読み上げたいなと思っております。

まず、陸別町奨学資金貸付条例ということで、目的、第 1 条、この条例は、経済的な理由によって修学困難なものに対し奨学資金を貸し付け、有能な人物を養成することを目的とするということです。それと、医療技術職員養成修学資金貸付ということで、これは陸別町における医療技術職員の充実を図るため、将来、陸別町内において医療技術職業に従事しようとする方に対し、その修学に必要な資金を貸し付けし、その優秀な医療技術職員を育成することを目的としていますとなっております。

先ほどから、職業の話の中に問題点というか、これは医療技術ということでの貸し付けということで、対象者が薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、保健師、看護師及び准看護師、理学療法士、作業療法士の資格を取得するために修学しようとするもの。貸付期

間終了後、速やかに貸付期間以上の陸別町内の施設に勤務することを誓約したものであることとあります。

たまたま娘のところ、先ほど言っていたアンケートが来て、これはどういうことなのかなと思いつつ考えた中の、いろいろ考え方というのがあって、今回の質問の中に陸別型の給付型奨学金制度というものを、自分でこれはどういうことなのかということで、この名前が合っているかということになるのですけれども、先ほどから給付型とかそういうところに行くと、必ず壁が来てというところなのかなと思っております。こういうところを多分踏まえて、こういうアンケートをとって、給付型奨学金事業に係るアンケート調査のお願いということで回っていったという流れなのかなと思っております。ここまで来るに当たって、当然、町長の公約とかさまざまなところからこの給付型というものがあつたと思うのですけれども、きっとこれが今、この現状によって、陸別の現状に即してないのかなというところから始まったと思うのですけれども、ここに至るまでの経緯と、まずこのアンケートの結果等々を、今、どのようなことが子供たち、保護者から求められているのかというのが、まとめられている範囲でいいのですけれども、まずそこからお聞きしたいなと思っております。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） アンケートのとり方にもよるのですけれども、さまざまな意見が出されております。一つ、例えば貸付基準、条件、今、冒頭で経済的困窮云々とありましたけれども、そうではなくて、所得だけの考え方ではなくて、例えば育てている子供の人数だとかというふうな御意見も、そういうことも配慮してほしいよということもあれば、例えばその条件をとることによって無制限になると、それは全員が申請してしまうのではないのかという、そういう極論の意見もあります。

それから、あと職種の指定ですね。こちらはしていないのですけれども、もう一つの資金のほうはしていますので、そこで不足している職種を追加してほしいというふうな意見。それから、例えば給付型で言えば、帰ってきたときの、希望しているのに就職先の、枠がないといった場合は、というふうな心配の意見。それから、あと猶予期間、卒業後直ちに就職するというのではなくて、償還が始まるというのではなくて下積み、そのときは給付型の場合という言葉を使ってアンケートをとっておりますので、帰ってくるにせよ、償還が始まるにせよ、学校を出てから下積みをしてそれから帰ってくるというふうな、その猶予期間も設定してほしいというふうなことなどが出ております。

例えば貸付基準とか、条件のところのこれが統一した大方の意見だとか、これがみんなの総意だというふうなところまでの意見集約にはなりませんけれども、皆さんから届いている意見は、さまざまな意見があります。今、金額設定などについて、希望を一つ一つ、パーセンテージでは出ているのですけれども、今、まとめてはいるという状況であります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） まさにこれを先ほど3月までに、どれだけのことになるかということなのですけれども、僕自身その3月に余りこだわっていないとか、非常に難しいのだなということ、調べれば調べるほどということになっていったのですけれども、ではこの陸別町でどうしたらいいのかということで、次に町長にお伺いするのですけれども、まず、先ほども出ておりましたが、9月の定例での一般質問、10月から陸別町産業担い手対策委員会がスタートしたということであります。

まず、今の流れの後の、どのようなことで進んでいくというのは、後に話をするのですけれども、まずこの担い手対策委員会が、どのような形で10月に始まって何回会議したのかということもあると思うのですけれども、今のメンバーだとか、どのような形で動いているのかなど。なぜ、まずそこから始めるかという、何でもこういうことは産業界にお願いだとか、商工会だとかとやってもアバウトで、その会が何やっているかというのがわからないところに、それを動かしたらいいのではないかとかといっても、本当にそれが適しているかどうか。果たしてそのところに、今の奨学金の話題をぶつけていいのかということになっていくと思うのですよね。自分の中の一つというか、今の質問の中の一つの整理の中に、陸別町産業担い手対策委員会が、今、どんなように動いているかというのをまずお聞きしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） その前に、先ほど中村議員へのお答えの中に、私もちょっと奥深いという言葉を使ったのですが、それは議員もきっと今、理解しての発言だと思うのですが、この奨学金の話をするのに、これから先やっていくのに、この二つのものができた時代背景とか何とかというのをやっぱり、これははっきりさせたほうがいいと思うのですよ。私も、それを確認してから、物事とか先が見えてきたような気がするので、それでそのことを一つはっきりしておきたいのですが、それはうちの副町長がそこら辺にかかわりますので、副町長のほうからちょっとそこら辺、二つの時代背景と環境とをまず説明させたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 議員も御存じだと思うのですけれども、教育委員会の奨学資金の貸付条例、これは昭和51年の3月議会で議決されて、制定されているのです。その当時、51年というのはまさしくさきの議員からもあったように、経済格差といいますか、所得格差、そういうことも社会にはあったのかなと思っています。

したがって、第1条の目的の中に、経済的な理由によって修学困難な者とか、あるいは対象貸付者というのは学資の支弁が困難であることだとか、そういう表現がその当時はあったと思うのです。それが今の第1点です。

それから、医療技術職員の養成修学資金貸付条例、これは平成9年の3月議会で議決されて公布されておりますけれども、この中身というのは、その当時まさしく診療所の薬剤

師、レントゲン技師、看護師、准看護師がいなくて、来ては、2カ月ぐらいでやめてまた不在になるとか、その当時、薬剤師もそうでしたし、レントゲン技師もそうでした。看護師も募集しても集まらない、そういったことが背景にありまして、診療所のスタッフの募集の位置づけの中に、こういう医療職の奨学金制度がスタートしているという現状であります。当然、これは診療所、町の施設だけではまずいので、当時からもありました社会福祉施設関係のそういう人材も含めた形の条例になっていると、そういったことであります。

この間、質疑があったように、医療技術職員の拡充は、つまり今求められているのは例えばですけども、医者であったりですとか、あるいは介護福祉職、そういったものが今度はこういう位置づけの中に、どういうふうはこの条例を改正しながら持っていくのかと。あるいは奨学資金の貸付条例、教育委員会のやつもこれももちろん用語表現の修正ですとか、あるいは金額の問題、高校生1万5,000円、大学生2万円、この辺をどうするのかとか、あるいは今のものに合わせると、大幅な改正が出てくるとか、そういういろいろな整理をしなければならない問題というのは多々あるのかなと。単純に思えば単純ですし、複雑に思って調べていけばいくほど、いろいろな全国的な事例がありますから、あるいは例えば帰ってきたくても帰ってこられないと。だからそういう据え置き期間をつくったほうがいいのではないかとか、あるいは卒業してもすぐ戻ってこられなくて、4年、5年社会経験をしてもらって、そして戻ってきてからという、そういう事例もありますし、そういういろいろな問題があるということで、一応、整理をさせていただいております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは、議員の御質問の担い手対策委員会についてお話しさせていただきたいなというふうに思います。

これは今まで各産業界と懇談なりお話をさせていただいて、やっぱり労働力とか、担い手がないということが、一番のやっぱり問題だということが、各産業界の共通の悩みでありました。それで、そこら辺を何とか解消していかないとならないなと。例えば、各事業所独自でそういう人手を集めるのに、東京へ行ったり大阪へ行ったり札幌へ行ったりしてやっているのですけれども、問題意識を、共通意識を持って、そしてそれぞれの産業界が集まってやるほうが効率的ではないのかなと。ということで、林業関係、農業関係、建設業関係、あと商工会、社会福祉法人や何かも入っているのですが、今言った農業関係につきましては、同じようなやっぱり悩みもあったと思うことで、お誘いはしたのですが、そこら辺は十分なのかはわかりませんが、入る意思がないと、参加する意思がないと、そのうち必要であれば参加してもいいというような意見で、これは強制でもありませんので、農業関係だけはいない、あとは網羅している集まりとなっています。

それで、最初に対策委員会ができましたのが、10月24日でございます。これは第1



回の会議、委員長、副委員長を決めまして、人材不足についてということで、みんなで短期・長期的な戦略を練っていこうという話で進めてきました。そして商工会でもアンケートをとっていただきましたので、商工会のアンケートの集約結果について、皆さんに説明、そしてみんなでいろいろ協議をしたということです。この商工会のアンケートは、働き手不足に対するアンケート調査というような内容のものでございました。

それで、次、2回目といたしまして、11月10日に第2回目の会議がありました。これは地元の人材を活用するためには、ここで奨学金制度というのをちょっと見直してみたいのではないのかと、各種支援制度、そこら辺の御意見が出ました。

それと、町外からの人材を活用するのに、U・Iターンだとか、あと人材派遣、あとは移住フェアをやっているそこら辺の話ですとか、地域おこし協力隊のほうまで話が進みました。それと、議員が先ほどおっしゃったように、外国人のお話、外国人を活用するという話もありましたので、まずは地元の状況としてはどうなっているのかという話し合いがなされたわけでございます。

12月4日、第3回の会議を持ちました。これは地元人材の活用なのですが、各種制度のいろいろ分析をしていかなければならないなど。医療技術職員養成修学資金貸付条例、今、話している奨学金ですが、これは看護職だけだったのですが、社会福祉主事だとか、介護福祉士や何かも追加する必要があるのではないのかなと、そんな話が出ていましたし、奨学資金貸付条例につきましては、先ほどの議員とのやり取りの中でもありました。金額の見直しが必要でないかと、そして給付型と貸付型というのですか、返済型、そこら辺も含めて申請者が選択できるような方法もいいのではないのかなと、縛るのではなくて選択できる方法がいいのではないかと。その選択もちょっと幅広いのですが、今、話してもちょっと多岐にわたってしまうので、ちょっと省略するのですが、そういうことを検討してはどうかという意見が出ました。

それと、既に在職者の方々におかれても資格、いろいろな各種資格を取る、そういう援助、支援なんかができないものかなと。例えば、林業関係だったら林業機械、玉掛け等々そういう免許だとか、機械に乗る免許だとか、あとは車の整備士の免許だとか、そういったものがいいのではないのかなと。あとは介護職で言えば、介護福祉士やなんかそういったもののお手伝いなんかができないかと。

それに関しては、今、この時代、インターネットの時代でございますので、陸別町もホームページの段取りはしているのですが、今の無料職業紹介のページにもちょっとなかなか入っていきづらいと、もうちょっとお金をかけてもいいから、わかりやすい、そして陸別へ行ったらどういう職業につけるのだと、そういうのに積極的に登録したらいいのではないのかなと、そういうようなお話がこの前は出ていました。

第4回の会議を、12月7日に4回目の会議を行いました。ここでまた一歩進んで話を深めていったのですが、町外からの人材確保について、一番、産業的にもやっぱり林業が本当に深刻だなと、そういうお話が出ていました。70代の方も働いているよという話が

あったのですが、今では80代の方もまだ現役で働いているような状態だと。そこら辺、造材産業や何かですから、夏場に集中するのですが、何とかそこら辺を解消したいなど。そのためには、また、代表の方ではなくて、それから業者間の皆さんで話しをして、もっと具体的なことを知る必要があるなど、それで業者間のお話もお願いしたところでありませう。

そのほか、せっかくでするのでその内容で、こんなようなことも話されています。東京事務所をつくって、エイデル研究所にもお世話になっています。それで、今、なかなかやっぱりメンタルヘルスということで、どうしても気持ち的に落ち込んだり、仕事になかなか溶け込めない、また、そっちのほうで病気になってしまうとか、そういった方々が都会ではたくさんいるそうでございます。そういう方々のためにも、また、向こうでは仕事で合わなくても、こっちに来たら何か仕事を、最初から無理な仕事はもちろんやらしてもらおうとは思っていないのですが、体験してもらって、それがもし合えばこっちに在住して仕事についてもらうということもできます。病気も陸別に来て治って帰って、向こうで活躍していただいてもいいので、そういう何かプログラムづくりも必要だなど、そんな方面でも今進めております。

年明けも早々に、この部会の開催を検討していますので、今のところ積極的な御意見をいただきながら、こういうことをしていかなければならない、足りないなどということも、我々、気づかせていただいていますので、うまく進んでいっていただければいいなと思ひますし、うまく進めていきたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） ありがとうございます。

すごく短い時間で4回会議というか、すごく、何というのですか、大変さというか、本当に人材が不足している中で、本当に真剣に話し合われているのかなと思ひます。そこで、やはり今の会議の中にも奨学金の話も出たということなので、そこでリンクさせていくと、給付型とか、医療技術職員養成修学資金貸付ですか、これでやっても陸別に、先ほど副町長の説明の中に時代背景ということで、そのときつくられたのは看護師が不足していただとか、51年のころは格差とかいろいろなことがあったとかという背景で、多分看護師とかとなったと思うのですよね。それで今、この時代背景にどうしていこうかということで、今、給付型にしても、戻ってきて、その職業があるのかということになったりだとか、あと先ほどの医療技術の養成資金のほうも薬剤師とか、今、空きがないのにそれで貸し付けしてどうなのかという、多分、そういうところが問題になってくると思うのですよね。

そこで一つの案として、これは今、ここの時代背景だということであれば、先ほど申した質問のところにも介護職、一番今、介護職のところは本当に職員がいなくて、経営的にはいいのに職員がいなくて、どうなっていくのだということをよくお聞きします。ここで今のいろいろ奥深いとかという話の中に、一つの方法に特化して、今の陸別の中で何が必

要なのかというのと、これが別な角度のお話の仕方なのですけれども、今、陸別町の担い手が不足して困っているということであれば、では林業とか、先ほど農業関係の人は、その委員会に入っていないというだったのですけれども、ぜひ全員でやれるようなことがいいのかなと思ひながら、いろいろ理由はあるのかなと思うのですけれども、農業だとか、土木作業員だとか、専門学校だとか、いろいろ陸別で、これが陸別型という僕の考え方ののですけれども、そういうものに特化して戻ってこられる地盤はありますよということのリストアップというか、それをして進むのが一番いいのかなと思います。

子供たちは夢があって、ここにはない職業とかもあるかもしれないのですけれども、今、ここで一応言っておかないといけないのは、別な角度から、この担い手というところの、人材不足という角度からのお話なので、これは奨学金でお金がどうだとかというところではなくて、そこに特化して話をすると、今の担い手委員会を利用して、そこで本当に必要なのだというところに特化してやっていくという方法が、一つあるのではないかなと思います。でもこの方法は、全部に平等に行くということではなくて、今、過去がどうだったからといって平等さが欠けるということを気にしていると、そのまま衰退していくのではないかなという自分の考えがあるのですけれども、町長の考え、いかがでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員のおっしゃるとおりです。確かに、この担い手委員会をやっていますと、本当にせば詰まっているなど思うのと同時に、やっぱり何とかしたいという熱意が感じられています。この担い手対策委員会ということで動いているのですが、もっと大きな、やっぱりいろいろな幅が広がってくるのかなと、そんなように思います。

陸別に戻ってくる、または町外からいろいろな人に来ていただく、例えば林業に勤め、就職する。ところが年間通しての雇用等ができない、そういうこともありますので、そこら辺のそれぞれの産業、いろいろなかなか難しいかもしれないのですけれども、協力し合うというようなこともこれから可能かなと。ですから、本当に大事な大事なことです。議員のおっしゃるとおり、真剣に取りかかって、取り組んで、そしてもう少し仲間もふやしていく必要があるのではないのかなと、そのように思っています。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） そこで、先ほど期間を決めてやることは正しいことで、ただボリュームがあり、僕自身の中で9月の定例でこういうことをという提案の中に、こういうことをやろうとしていますということで担い手委員会というか、そういうふうになっていったと思うのですよね。業界をまとめてという流れがあったと思うのですけれども、やはりこれは町長と教育長にもお聞きしたいのですけれども、委員会だけでやれる話ではなくて、では町長部局というか、総務課とかそういうところでやることではなくて、今回の質問の中に担い手委員会となると、産業振興課だとか、いろいろな課になっていくと思うのですよね。

そこで、プロジェクトを組むか何かをしていかないと、今やっているというのであれば

あれなのですけれども、そういう横の連携ですね。当然、保健福祉センターなどではないのですけれども、こういうものを専任の1人つけてやるぐらいの多分ボリュームなのかなと思うのですけれども、まず、町長からお伺いします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 私の公約の中にもありました。役場内も、それぞれ皆さん本当に宝物が集まっていますので、磨けば光る職員ばかりいますので、そこら辺何とかみんなの力を発揮できるような組織づくりをしていかなければならないと、それはいつも思っています。そして今かかわっているのが、ちょっとまた話、若干飛んで幅広くなってしまうのですが、本田議員も観光協会長としても既に御理解いただいていると思いますが、プラットホーム事業等、そこら辺があります。

陸別町の職員、今、100名、そのうち30名はお医者さんとか看護師さん、あと保育士さんとか、約70名で切り盛りしています。これだけイベント等がたくさんある町村も珍しい、これは決して悪いという意味ではなくて、活発だということなのですが、逆にそれが職員の負担にもなっている。そこら辺、官民連携で何かできることはないか、第2役場的なようなものもつくっていかねばならないかなと、そこら辺も今、同時に並行して動いているところであります。

この担い手対策委員会、これは特別プロジェクトチームとまでは行かないのですが、産業振興課で主管して、担当しているところでございます。議員おっしゃるようなことを、これから必ずそういう必要性が出てきて、そういうふうに取り組んでいかなければ、ちょっとスピードアップしていかないのかなと、そのようなことも今、考えているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 私も就任以来、教育委員会が単独で各事業をしていくという考えは全く持っていないで、常に保健福祉センターなど、それから産業振興課等々と連携をとりながらやっていこうということは、常々うちの職員にも申し上げておりますし、学校にもそういう思いを伝えているところであります。そういう観点で、今回の奨学資金貸し付けの見直しに当たっても、町長のほうと十分協議をしながら進めていきたいという考えでいます。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） ありがとうございます。ぜひ、全体でやっていっていただきたいなと思います。

私の考えるこの陸別型というか、まさに陸別型の、それが給付型奨学金制度という、この名前がどうなのかというのは置いておいたにして、やっぱり僕の考える陸別型の給付型奨学金制度というのは、子供たちが産まれてから就職して、就職に至るまでどのように育ち、ここに就職してもらって、行政がどれだけ支援できるかというのが、まず第一なことかなと。これは大きな町だったらできないのですけれども、小さな町だからできることな

のかなと思っております。陸別独自の政策をつくれば、陸別で育った子供たちが1人でも陸別に帰ってきて、就職したりしてくれればなど。それと町外の人にもPRして、移住をしてくれるのではないかなと思っております。

上士幌町、なぜ人口がふえたのかということのをいろいろ調べているうちに、たまたまうちに、先週の土曜日にお客さんが上士幌町からやってきまして、その方は若い夫婦の方だったのですけれども、2年前に上士幌町に移住したという方で、東京のアパレル会社に勤めていたという方が、僕のところに自分のブランドを立ち上げたいということで、うちみたいな商売でも、ポーチとベルトをつくってほしいという方がやってきました。初めて上士幌の人にお会いして、どういうことなのかなと思ったときに、やはり子育て支援が充実しているということで、保育料の無料ということで、これ一つだけではないのですけれども、上士幌に2年前に移住したということでもあります。

上士幌町のホームページを見れば、いろいろな、さまざまなことが書いてあるのですが、認定こども園の関係ですね、幼稚園と保育所のよいところを一つにした認定こども園ということで、保育料無料という魅力に引かれたと。

何が言いたいかというと、相当なレベルで、先ほど町長がインターネット等々でということでの発言がありましたが、調べています。相当なレベルで東京の人とか、北海道の町を調べて、どこがいいのかということ、相当なレベルで調べているのだなということを目の当たりにしました。

この奨学金制度のという質問の中のまとめではないのですけれども、最後に1問というか、町長になるのですけれども、これからはばれフェスティバルも始まり、マスメディアが相当なレベルで入ってくると思います。こういう陸別型の、特化したではないのですけれども、こういう政策をつくることによって、相当な注目を浴びたりだとかします。当然、ここにいる子供たちにとってどうしていったらいいのかと突き詰めていくと、突き詰めていっているのに、周りからは、これがしばれの寒さを逆手に取ってというのと同じことで、ここに特化したものをつくった瞬間に、周りからも人が集まってきたりするのではないかなということが、このことを調べている間に、たまたまの出会いでいろいろ話をする機会があって思ったのですが、そういうのもやはり意識しながら、こういうものでリーダーシップというか、取りまとめをしてほしいなど。

決して、さっき3月と言ったのですけれども、そこまでまとめられなかったからどうだということではなくて、もしかしたら急いでいることなのかもしれないのに、ちょっと時間をかけてきちっとやらなければいけない部分なのかなということも思いますので、こういうこともトータル的に考えて、今の奨学金制度というか、子供たちをどうしていくのかということをやってほしいなと思うのですけれども、町長いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 子供たちというのは、私、何回も言うのですが、かけがえのない私たち共通の財産だというとならえ方をしなければならないと思います。教育的にもしっか

り育てる、何らかの援助をする。家庭的に上のほうの学校に行けないような状態であれば、そこら辺は何か町としてお手伝いができそうだというのが、最初からの仕組みなのですが、そこら辺も含めてしっかり考えながら。

また、その子供たちが、陸別町は残念ながら高校はないのですが、高校、大学がないのですが、戻ってこられるような環境づくりも、そこにつなげていかなければならないのかなど、そんなふうに思っていますし、あと、この間も観測室20周年の、先ほど行政報告をしましたが、その会議の中でも、やっぱり陸別町の子供たち、科学者になって帰ってきてほしいなど、名古屋大学の先生方も出前授業や何かをやって、そういう願いを抱いていただいておりますし、私らも何とかそこら辺は実現させたいなど、そんなようなことを思っています。

地元の子供たち、そして地元の人たちがUターン等をしてこられるようなところには、きっとほかのところからも魅力があるところに映るのではないのかなど、そのように思っていますので、議員の考えとそこら辺は、相違するところはないと思っております。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） ありがとうございます。ぜひいろいろな一つの案とかという言い方をしましたが、意見を取り入れてもらったり、いい方向に進んでほしいなと思います。

次に、とかち消防事務組合についてということで、質問通告に書いてあるとおりのことなのですが、11月27日に報道が出まして、なぜこの質問をするかということ、金澤前町長のときにデジタル化、広域について相当な議論をやってまいりました。そして広域、デジタル化ということで町民の不安があり、これから地域消防はどうなっていくのかという議論もたくさんしてきたと思います。議会も帯広の指令センターに行ったりとか、少しでも町民の不安を解消するという努力もして、平成28年4月1日にスタートしたということでもあります。

まず、質問のとおりなことなのですが、整理するためにまずここに、この後、人事交流のというところの質問は後にしたいと思いますので、ここに至るまでの、お話しできる範囲で結構なのですけれども、27日の報道出るまでに、どのような話し合いがあって、ここまで来たのかなということもまずお伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） そこら辺、過去のそういう流れにつきましては、副町長のほうから説明させたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 若干の経過を、ちょっとさかのぼっていきたいと思うのですが、平成28年の4月から消防行政が十勝一本化になったということなのですが、その前段で運営基本計画というものが26年度から示されて、その中で一応、広域における運営指針なのですけれども、一応、建前上、建前という言葉がいいかあれなのですが、計画上は広域になってから5年をめどに給与を統一しましょうと。最初は、原則という言葉が

あったのですけれども、陸別町が反対して、基本的にとりいう表現に変えて、まあ、計画ではそういうふうになっています。28年4月にスタートして2年目になりますけれども、広域消防の全てを統一しようという自治体もあれば、まだ早いよと。給与制度がばらばらなのだから、それを一本化するというのはなかなか、はい、いいですよとならないよと。やっぱり消防職員の給与というのは、町職員に準じているという前提がありますので、そこら辺の格差の問題とか、いろいろなことが出てきますので、ましてや十勝管内1市18町村を含めて、同じ制度というのではないわけですから、各町それぞれのやり方の給与制度になっているので、私個人的にはすごく、給与一本化というのは難しいと、今すぐどうのこうのではないという気持ちもあります。

ここ去年ぐらいから副市町村長会議で、最初は議論していたのですけれども、担当課長会議は別にして、副市町村長会議の中で、最初は全体会議でやっていましたけれども、去年の秋ぐらいからブロック別に、例えば池北三町、私どもは広域消防の中では参事という職なのですけれども、池北三町参事会議という、三町の副町長が集まって、帯広から副市長も来て、そういうこういう問題、大きい問題を協議するというところでやってきたのですね。

各ブロック、6ブロックありますけれども、なかなか難しい。やれるところも、できるよというところもあれば、いやちょっと待てと、まだそこまで行っていない、難しいという議論もあると。ただ、その中で妥協の産物で出てきているのが、新規採用する場合はどうなるのかと、というところからスタートなのですね。それも来年度ではなくて、31年の4月から、新規採用職員からそういう統一というのはどうなのという話がスタートをしています。だから、その時期が出てきて、それで何回か協議をしていく中で、やっぱりまだ最初のほうは、ブロックでばらばらだったのですけれども、そうすると今度問題になるのは、在職者との調整の問題が出てくると。まだ、さっき言ったように給与制度がばらばらな状態で、新規採用職員だけをやってしまうと、今度、既に採用している者との格差が例えば縮まったりするとか、逆転することが出てくるだとか、そういう問題も出てくる場合、ケースがあるのですね、そういった問題も出てくるよという話も出ています。ただ、それは大小、小さいところもあれば、まして採用がなければ、そういうところはない自治体もあるわけですから、やっぱりそこら辺の整理の問題もあると。

したがって、31年4月1日採用職員の統一というのは、ある程度、参事職会議の中ではやむを得ないかと、31年の4月からという部分。それが一応、先月の参事職の会議で確認されて、最終的に新聞に出た正副組合長会議、町長たちの会議ですけれども、その中で一応、31年4月に採用する職員からは統一しましょうと。ただ、さっき言ったように、既に在職している人との調整というのが出てくるので、これはちょっと時間を要するよと。それともう一つは、今いる人たちの、在職している人たちの統一というのは、それこそまだ時間を要するよという内容です。とりあえず31年4月1日に採用する職員の給与の問題の整理だけです。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今のが経過なのですが、ちょっとダブるかもしれませんが、私の知っている範囲で、その後は議員の質問にもあります31年4月1日新採用から給与を統一していくということです。

そして、副町長の話のとおり、在職者はまたこれからの話、これからの課題だと思っていますので、5年ぐらいで統一するという話はあったのですが、そんな簡単にはやっぱり進まないだろうと、そのように認識をしております。

そんなところです。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 記憶をたどって行って、金澤町長と一般質問をやったときのことをいろいろたどって行って、やはり今の、副町長が言ったように給与統一というか、その項目の中に、いろいろ文言整理をした中に、相当頑張ったと思うのですよね、その言葉を変えてとか、僕自身は消したほうがいいのか、新規採用で5年が対象になるだとかと、いろいろな項目があったと思うのですよね。

何を言いたいかというと、結局、転勤族になってしまうのではないかとということですね、はっきり言うと。将来、人事交流という次の質問なのですけれども、給与が統一されるのは、ちょっと現実的ではないというところで終わっていた話かなと、そこはできないだろうと。帯広の給料と陸別の給料も違うしというところで、でもそこが一番問題で、危惧していたというか、デジタル化とか広域化とかというのは交付税の関係もあったりだとか、陸別独自でどうなのだと考えていく時に、本当に数十億円かかるだとかいろいろなことがあったので、これはやって、広域化は大変なことではないかと思ったときに、指令センターというか、指令室のところへ行って、こういうことかと。携帯も普及しているし、こういうことで瞬時に、ピンポイントに、火事とか救急のところを見られるのだということとは解決したのですけれども、一番の裏のテーマではないのですけれども、人事交流ということが起きるのではないかなという、給与統一で、これ広域なので。今も1人、多分、職員が行っていると思うのですけれども、それは人事交流なのか何かでないのですけれども、これから本当に例を出すとあれなのですから、学校の先生ではないのですけれども、そういうような感じで消防の職員もなっていくと、たまたまなのですから、きのう10時ぐらいに火事があって、僕も出動して筒先を持って行ったのですけれども、やはり消防の職員を美化するわけではないのですけれども、ふだん地域消防というのは幅広いのですけれども、本当に町民の皆さんとか団員の皆さんとか、消防署に行くとかわかるのですけれども、おはようございますとか、コミュニケーションだとか、すごくとれていて、あと少年団活動だとか、すごい消防職員の皆さん、忙しい中でも例えば野球を教えたりだとか、そういうのも一つの顔の見える安心・安全なのかと思って、そこが一番の自分のこだわりで、やはり広域化というところを見てきました。



結局、郡部は人が集められるのかとか、よく帯広の近隣の町村の人に聞くと、陸別単独で消防職員を募集して来るの、というような発言もしたりだとか、結局、帯広の周辺の人にはそこに家を建ててもらって、あと管理職になって単身で行けばいいとかということもふえていく可能性なのですけれども、結局、郡部はそういうふうにならないなとか、それとこの一番小さな町で、安心・安全が本当に守られるのかなというところが、一番この新聞を見たときに、やっぱりそこに来てしまったかなということをおもったので、こういう一般質問という形をとらせていただいたのですけれども、数の力で、もしかしたら通されて、つぶされるのかもしれないですけれども、本当に銀河線廃線のときのことでないのですけれども、ぜひ最後まで踏ん張って、そこで陸別はこうなのだということをアピールしてほしいですし、本当に消防の人たちが転勤族になったら、やっぱり定住もしないですし、ここで家を建てようだとかということも思わない若い人たちもふえるのではないかなと。実際、そういう不安も前回のときにも聞いたこともありますし、本当によそから来た職員も、ここに一生いようということで、そういう気持ちの人たちもいると思うので、ぜひその部分は強く言っていただきたいなと。

それと一番、もっと危惧しているのは、新聞にも書いてありましたが、既存の職員も早期統一を目指すというけれども、ここもやっぱりちょっと違うのかなという、本当に単身赴任が、逆にここから、逆の単身の人が出てきてしまうのではないかなということも、この文書一つで、ちょっと焦りとか、今後、どうなっていくのかなということなので、ぜひそういう会議で強く意見を求めていってほしいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今、お話をやり取りしているうちに、私も当時の記憶が大分よみがえってきたのですが、確かに同じようなことを思っています。今、1名送り込んでいます。彼は3年たったら戻ってくると、また、それで送り込まなければならないという今のシステムなのですが、新たな職員の採用が少なかったら、プロパーとして本部で採用していただきたいと、私は個人的にそう思っています。

議員もお話にありました。今、消防の職員や何かも、皆さん、本当によそから来た人も地元で溶け込んで、一生懸命まちづくり等々、貢献していますので、やっぱり消防職員は地元のことを知っていなければならないなと、それは私どもも常に思っています。

そして一番の心配だったのは、普通で言う人事交流があったら議員が心配することが起きてくるのですが、人事交流に関しましては、これは相手があることですので、決して一方通行で、はい、決まりでどうこうということになりませんし、これからは人事交流に関して拍車がかかるということは私も思っていないし、これからはそっちの方面で進めていきたいと思えます。

ただ、中には、ほかの町村間で希望してやり取り、そこら辺はあると思うのですが、それはその事情があると思うので、そこまで反対するつもりはないのですが、一応そういっ

たことを基本的に考えているところであります。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 希望者が出たりとか、そういうやり方といたらあれなのですけども、そういうようなことの話し合いがなされていくのが、一番、ベストなのかなと思います。消防職員だけ立派だという言い方をしているわけではないので、今、消防のことの話なので、ほかの職員の皆さんも一生懸命やっているとしますので、消防だけちょっと今、広域の話なので、そういうお話をさせていただきました。

まとめということで、いつも言うのですけれども、全てこの安心・安全とか、教育のこととか、すぐそこに迫っている話だと思います。先ほど、同僚議員も言っていましたが、耐用年数がどうだこうだとあるのですけれども、やっぱり今から話しておかなければいけないこともあったりとか、今から頭に入れておかなければいけないこともあったりとかということがあるのかなと思います。

きょうは、教育長と町長に質問させていただきましたが、ぜひリーダーシップを発揮していただいて、いろいろまとめていただきたいなと思います。

質問を終わります。

○議長（宮川 寛君） 先ほども申し上げましたけれども、4時からの予定がありますので、きょうの一般質問はこれまでにとどめたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

---

### ◎延会の議決

---

○議長（宮川 寛君） お諮りいたします。

本日の会議は、これにて延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

---

### ◎延会宣告

---

○議長（宮川 寛君） 本日は、これにて延会いたします。

閉会 午後 3時29分